

物價要覽

トキハ其ノ内容ヲ當省ニ報告スルコト

- (2) 委員ノ定數ハ北海道、東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、千葉縣、愛知縣、靜岡縣、廣島縣及福岡縣ニ在リテハ二十人以内其ノ他ノ縣ニ在リテハ十五人以内トスルコト
- (3) 委員及臨時委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ選任スベキモ地方ノ實情ヲ十分斟酌シ貴官ニ於テ適當ト認ムル者ヲ任命スルコト

(一)、關係官廳ノ官吏

(イ) 道府縣ノ各部長

(ロ) 區裁判所ノ監督判事

稅務監督局長又ハ稅務署長

(二) 町村會長

縣廳所在地ノ市長

(三) 日本銀行支店長

日本勸業銀行支店長

日本興業銀行支店長

日銀、勸銀、興銀ノ支店無キ所ニ於テハ農工銀行又ハ地方銀行ノ頭取中ヨリ選任スルコト

道府縣商工團體聯合會長(聯合會ナキ所ニ於テハ當該道府縣廳所在地ノ商工會議所會頭)

道府縣農會長

道府縣會議長

都市計畫委員、土地區劃整理組合長、耕地整理組合長

其ノ他特別ノ學識經驗アルモノ

- (4) 被選任者ノ名稱ハ宅地建物評價委員トスルコト
- (5) 會長事故アルトキ指名スル委員ハ可成道府縣廳内ノ高等官(同待遇者ヲ含ム)トスルコト
- (6) 幹事ハ道府縣廳内ノ關係課長又ハ其ノ課ノ高等官(同待遇者ヲ含ム)書記ハ道府縣廳内ノ關係課ノ判任官(同待遇者ヲ含ム)ノ中ヨリ必要數ヲ任命スルコト
- (7) 選任シタル委員、幹事及書記ノ氏名ハ遲滞ナク當省へ報告スルコト
- (8) 本委員會ハ諮問機關ナルヲ以テ委員會ノ開會ニハ一定數ノ委員ノ出席ヲ必要トセズ又其ノ

物價要覽

意見ノ採否ニ就イテモ諸般ノ事情ヲ考慮シテ適宜處理スルコト

(9) 本委員會ノ招集ハ適當ト認ムル方法ヲ以テ之ヲ爲スコト

(七) 尙本令施行ノ事務ニ付テハ一般價格統制ノ關係モ有之貴廳經濟部ニ於テ取扱相成度

別記様式第一號

(イ)

宅地建物等價格統制令第五條ノ認可內容報告(何月分)

道府縣名

- 一、分讓者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)
- 二、分讓地所有者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)
- 三、分讓地所在地ノ地番並ニ分讓地ノ地目及坪數
- 四、原地價格(坪當)
- 五、改良工事費及事務費(坪當)
- 六、分讓價格(坪當最高、平均、最低價格)

別記様式第一號

(ロ)

宅地建物等價格統制令第六條ノ認可內容報告(何月分)

道府縣名

- 一、讓渡人ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)
  - 二、讓受人ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)
  - 三、土地所在地ノ地番、地目及坪數
  - 四、土地ノ素地トシテノ價格其ノ他諸種ノ補償金(坪當)
  - 五、讓渡又ハ讓受ノ價格(坪當)
  - 六、土地ノ使用目的
- 其ノ他參考トナルベキ事項

別記様式第二號

宅地建物等價格統制令第五條及第六條ノ施行狀況報告(自何月至何月)

道府縣名

物價要覽

第六條 關係	第五條 關係	受理件數		處理件數		未 済
		舊受	新受	認可	却下	
				計	計	

分讓價格評價基準

分讓地ノ價格ハ左ノ項目ノ金額ヲ合算シタルモノトス但シ分讓區劃別ノ土地ノ價格ハ此ノ範圍内ニ於テ適宜之ヲ定ムルモノトス

一、原地價格(基本價格、受益者負擔金及附帶價格ノ合計額ヲ謂フモノトス)

甲、基本價格

原則トシテ取得價格ニ依ルモ取得價格ナク若ハ不明ナルトキ又ハ取得價格ニ依ルヲ不適當ト認

ムルトキハ評定價格ニ依ルベキモノトス

1. 取得價格

當該土地ノ取得ニ要シタル費用ヲ謂フモノニシテ當該土地其ノモノノ取得ニ要シタル費用ハ勿論、小作權價格若ハ作離ニ對スル補償ニ要シタル費用、入會權ノ補償ニ要シタル費用又ハ立毛其ノ他地上物件ノ補償ニ要シタル費用ヲモ包含スルモノトス

2. 評定價格

當該土地ノ適正妥當ナル評價額ニ依ルベキモノニシテ

- (一) 當該土地ガ宅地ナルトキハ附近類地ノ適正ナル賣買價格並ニ當該土地ノ收益價格及其ノ位置、環境、地形、地盤、用途其ノ他ノ事情ヲ參酌シテ評定スルモノトス
- (二) 當該土地ガ農地等宅地以外ノ土地ナルトキハ別紙二ノ「宅地以外ノ土地ヲ宅地ト爲ス場合ノ評價基準」ニ依リ基本價格ヲ評定スベキモノトス

乙、受益者負擔金(原地取得後又ハ評定價格決定後支拂ヒタルモノニ限ル)

丙、附帶價格(原地取得必要費)

(一) 調査費

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

(二) 取得費

買入、交換、代物辨濟等ニ要シタル費用

(三) 税金其ノ他

不動産取得税、登録税及登記附帶費用

二、改良工事費

(一) 測量費

(二) 設計監督費

(三) 土木工事費

(イ) 土工費

切取、盛土、搔均、地上工作物收去、張芝等ニ要シタル費用

(ロ) 土留擁壁費

石積、コンクリート、板柵等ニ要シタル費用

(ハ) 道路費

路面構造、舗装、側溝等ニ要シタル費用

(ニ) 下水道費

下水柵、下水管、板蓋、橋梁等ニ要シタル費用

(ホ) 防空壕費

(ヘ) 雜工事費

境界標石、植樹、生垣等ニ要シタル費用

(四) 附帶工事費

電氣、瓦斯、水道等ニ要シタル費用

(五) 道路敷潰地補償金

原地價格ノ二割以内ニ相當スル金額(潰地ハ總面積ノ大體一定率以内)トス

三、諸掛費

(一) 公課金

(二) 廣告費

新聞、印刷物、廣告看板等ニ要スル費用但シ有效坪當一定率以内トス

(三) 賣却ニ要スル費用(當該分讓ノ爲ニ特ニ必要ナル旅費其ノ他ノ費用)

四、利潤

左ノ各號ノ金額ノ合算額ヲ謂フモノトス

(一) 普通利子(自己資本タルト借入資本タルトヲ問ハザルモノトス)

分譲豫定期間中未回収投資額ニ對シ一定率ニ相當スル金額トス

(二) 經營報酬及損失補償

投資額ニ對シ一定率ニ相當スル金額トス

(註) 投資額トハ原地價格、改良工事費及諸掛費ノ合計額ヲ謂フモノトス

別紙 二

宅地以外ノ土地ヲ宅地ト爲ス場合ノ評價基準

宅地以外ノ土地ヲ宅地ト爲ス目的ヲ以テ讓渡スル場合ノ價格ハ左ノ各項目ノ金額ヲ合算シタルモノトシ尙附近類地ノ適正ナル賣買價格ヲ參酌スベキモノトス

一、田、畑、山林、原野、雜種地等其ノ素地トシテノ價格

附近類地ノ適正ナル賣買價格竝ニ當該土地ノ買入價格、收益價格及其ノ位置、環境、地形、地盤用途其ノ他ノ事情ヲ參酌シテ評定スルモノトス

二、小作權價格若ハ作離補償金、入會權補償金又ハ立毛其ノ他地上物件補償金但シ實情ニ依リ之ヲ要セザル場合アルベキコト

三、既ニ發生セル宅地ノ素地トシテノ期待價格(前掲一ニ附加セラルベキ價格但シ投機的要素ヲ認メザルモノトス)

當該土地ノ位置、環境、地形、地盤、用途其ノ他ノ事情ヲ參酌シテ評定スルモノトス

備考

(一) 小作權價格若ハ作離補償金、入會權補償金又ハ立毛其ノ他地上物件補償金ハ土地ノ性質ニ依リ若ハ時期ニ因リ又ハ小作契約ノ内容ニ因リ之ヲ必要トセザル場合アルベキモ斯ル場合ハ之ヲ加算セザルモノトス

(二) 現ニ宅地見込地ニ非ザル土地ヲ宅地ト爲ス目的ヲ以テ讓渡スル場合ハ期待價格ハ之ヲ附加セザルモノトス

(三) 宅地以外ノ土地ヲ先ヅ宅地ニ變更シテ讓渡スル場合ハ變更スルニ要シタル費用ハ之ヲ加算スルモノトシ其ノ費用ハ分讓價格評價基準中ノ改良工事費ニ準據スルモノトス

土地區劃整理施行地ノ價格統制ニ關スル件(昭和十六年六月十二日附一六農政第一二七) 三三號農林省農政局長、物價局長官通牒

都市計畫法ニ基ク土地區劃整理施行地ニシテ現狀農地ナル土地ガ讓渡セラルル場合ハ、宅地ニ供スル爲讓渡セラルモノト認メ得ル場合多キヲ以テ、特ニ宅地ニ供セザルコト明カナル場合ハ之ヲ除キ宅地建物等價格統制令ノ適用ヲ受クルモノトシテ處理相成可然モノト被認候條右ニ依リ處理上遺憾無キヲ期セラレ度此段及通牒候也

宅地建物等價格統制令ノ施行ニ關スル件(昭和十六年七月一日附一六物一) 第三七二五號物價局長官通牒

宅地建物等價格統制令ノ規定ニ依ル許可、認可ノ處分ニ當リテハ、一五物價第六一七四號通牒ノ趣旨ニ依リ迅速ニ處理セラレ居ルコトト被存候モ、時局下最モ緊要ナル方面例ヘバ國又ハ軍ノ需要ニ供セラレルモノニ付テハ特ニ意ヲ用ヒラレ度、尙國又ハ軍ガ當事者ノ一方タルガ如キ場合ニ在リテハ國又ハ軍ガ便宜他ノ當事者ノ代理ト爲ルハ差支ナキヲ以テ右ノ如キ方法ニ依リ手續ノ簡易化ヲ圖リ處理ノ迅速ヲ期スルト共ニ軍關係ノモノニ在リテハ軍機保持上遺漏無キ様御留意相成度此段及通牒候也

所謂山林分讓等ノ取扱方ニ關スル件(昭和十六年九月二日附一六物一) 第四八二五號第一部長通牒

近時自家用山林小口分讓或ハ農園牧場向山林(又ハ原野)分讓等種々ナル名目ノ下ニ山林又ハ原野ノ分讓ヲ爲シ居ル者アルモ、斯ル分讓ハ

- (イ) 宅地建物等價格統制令施行前ニ宅地分讓トシテ賣出シタルモノノ賣殘地ニ多ク
- (ロ) 現地其ノモノノ客觀性ヨリ觀ルモ山林經營或ハ牧場、農園等ノ經營ニハ不適當ニシテ寧ロ別莊地ノ如キモノトシテノ適性ヲ具有シ
- (ハ) 分讓ノ名目如何ニ拘ラズ分讓者ノ買受希望者ニ對スル實際上ノ言動ハ宅地ト爲スニ適シタル土地ナルコトヲ明示又ハ默示シツ、アリ
- (ニ) 更ニ買受人ノ心裡ニ於テモ宅地ト爲スノ意思ヲ有スルモノト認メラル

等ノ事情ヨリシテ、其ノ實體ハ令第五條第一項後段ノ宅地目的ノ分讓ト認メラレ、宅地建物等價格統制令所定ノ認可ヲ受ケズシテ斯ル分讓ヲ爲スハ同令第八條ノ脫法行爲ト認定スルヲ相當トスル場合多カルベキヲ以テ、斯ル脫法的ナル分讓ノ行ハレザル様御留意相成ト共ニ、國土開發の見地ヨリ必要アリト認メラルル場合ハ格別、其ノ他ノ場合ニ付テハ相當ノ資材、勞力ヲ費スニ非ザレバ利用シ得ザル土地ノ分讓ノ如キハ不急不要ノモノト認メラルルノミナラズ徒ラニ投機熱ヲ煽リ換物思想

ヲ助長スル虞アルベキヲ以テ、認可ヲ爲スニ當リテハ認可價格ヲ適當ニ規制シ右ノ如キ不急不要ナル分譲ノ行ハレザル様御配慮相煩度此段及申進候也

宅地建物等價格統制令第五條ノ規定ニ依ル認可ニ關スル件

(昭和十六年九月二十五日附一六物一第五二一五號物價局長官通牒)

最近ノ内外諸情勢ニ鑑ミ不急不要ナル事業ハ極力之ヲ抑制シ資材勞力等ヲ緊急已ムヲ得ザル方面ニ有效ニ利用セシムベキ情勢ニ在ルヲ以テ、宅地建物等價格統制令第五條ノ規定ニ依リ分讓價格ノ認可ヲ爲スニ當リテハ左記ノ點御留意ノ上御處理相成度此段及申進候也

記

分讓價格ノ認可ヲ爲スニ當リテハ原則トシテ分讓地ニ對スル諸工事が八、九分通り完成シタル後認可ヲ爲スベキモノナルモ、分讓者ノ信用狀態等ヨリシテ必ズシモ右ノ原則ニ依ルコトナク、分讓地ニ對スル諸工事が申請書記載ノ通り施行セラルベキ旨ノ適當ナル條件ヲ附シ認可ヲ爲スハ差支ナシ但シ認可ヲ受ケントスル分讓地ノ總面積ガ廣大ナル場合或ハ認可ヲ受ケントスル分讓地全體ニ對スル諸工事ノ完了迄ニ多クノ日時例ヘバ十數年又八十年ヲ要スルガ如キ場合ニ在リテハ、假令認可處

分ニ適當ナル條件ヲ附スルモ、之ヲ認可スルコトハ適當ナラスト認メラル依テ爾今

(イ) 認可ヲ受ケントスル分讓地ノ總面積ガ二十萬坪以上ナル場合

(ロ) 認可ヲ受ケントスル分讓地全體ニ對スル諸工事ノ完了ガ五年以上ノ日時ヲ要スル場合

(ハ) 右(イ)又ハ(ロ)ニ該當セザルモ資材勞力等ノ有效利用上又ハ分讓價格ノ統制上考慮ヲ要ス

ルモノアリト認メラル場合

ノ如キ場合ニ在リテハ認可處分前豫メ當省ヘ打合相成度キコト

土地區劃整理施行地ノ取扱方ニ關スル件

(昭和十六年十二月二十七日附一六物一第六六五五號物價局長官通牒)

宅地建物等價格統制令第五條及第六條ノ規定ニ依ル認可ヲ爲スベキ場合ノ認可價格ノ評價基準ニ就テハ、曩ニ昭和十五年十二月九日附一五物價第六一七四號ヲ以テ通牒致置候處、都市計畫法ニ基ク區劃整理施行地ヲ讓渡スル場合ハ一般ノ土地讓渡ノ場合ト事情ヲ異ニシ、其ノ價格モ右評價基準ニ依ルハ適當ナラザルヲ以テ、區劃整理施行地ニ就テハ左記ノ點ニ御留意ノ上、別紙「土地區劃整理施行地評價基準」ニ依リ御取扱相成度此段及通牒候也

記

第一、區劃整理施行地ノ取扱ニ付注意スベキ點

一、區劃整理施行地ニ付耕地整理法第三十條ノ規定ニ依リ、從前ノ土地所有者ニ對シ從前ノ土地ノ換地トシテ土地ヲ交付スル所謂換地處分ハ宅地建物等價格統制令(以下統制令ト稱ス)ノ適用無ク、且換地處分ニ因ル土地ノ取得ハ統制令第二條第一號ノ「有償行爲」ニ非ズト解スルモ

(イ) 區劃整理施行地區内ノ宅地ヲ換地處分前讓渡セントスル場合ニ於テ、當該宅地ガ昭和十四年九月十八日以後有償行爲ニ依リ取得シタル宅地ナル場合

(ロ) 區劃整理ヲ施行シタル土地ヲ換地處分後讓渡セントスル場合ニ於テ、換地處分ニ依リ交付セラレタル當該整理地ガ宅地ニシテ、而モ之ニ對スル從前ノ土地ガ昭和十四年九月十八日以後有償行爲ニ依リ取得シタル宅地ナル場合

(ハ) 所謂替費地處分ノ場合ニ於テ、其ノ替費地ガ昭和十四年九月十八日以後有償行爲ニ依リ取得シタル宅地ナル場合

ニ於テハ統制令第二條第一號ノ適用ヲ受クルモノトス

區劃整理施行地區内ノ宅地以外ノ土地ガ宅地ニ供セララルル爲讓渡セララルル場合及本令施行後讓渡ノ目的ヲ以テ區劃整理ノ施行ニ依リ宅地ト爲シタル土地ヲ讓渡スル場合ニ於テハ、換地處分

ノ前タルト後タルトヲ問ハズ又替費地處分ノ場合タルト否トヲ問ハズ統制令第六條ノ適用ヲ、

更ニ區劃整理施行地ヲ分讓セントスル場合ハ統制令第五條ノ適用ヲ受クルモノトス

尙本令施行後區劃整理ノ施行ニ依リ宅地ニ變更シタル土地ヲ讓渡セントスル場合ハ、一應讓渡ノ目的ヲ以テ宅地ニ變更シタルモノト推定サレ、統制令第六條第一項後段ノ適用ヲ受クル場合多カルベキヲ以テ爲念

二、區劃整理ヲ施行シタル土地ニシテ前記一ニ依リ統制令第二條ノ適用ヲ受クル宅地ニ付、區劃整理ヲ施行シタルコトヲ事由トシ同條但書ノ規定ニ依リ許可申請アリタル場合ニ於ケル許可價格ハ、統制令第二條第一號ノ對價ニ別紙「土地區劃整理施行地評價基準」ニ依リ評定シタル當該劃地ノ價格ヨリ、從前ノ宅地ノ其ノ取得當時ニ於ケル適正妥當ナル價格ヲ控除シタル額ヲ加算シタル額以内トス但シ右評價基準ニ依リ評定シタル當該劃地ノ價格ヲ超エルコトヲ得ズ

三、區劃整理ヲ施行シタル土地内ノ宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ供スル爲又ハ本令施行後讓渡ノ目的ヲ以テ宅地ニ變更シテ讓渡スル場合ノ價格ハ、別紙「土地區劃整理施行地評價基準」ニ準據シテ定ムルモノトス若シ土地所有者ガ區劃整理ノ施行トハ別個ニ施シタル改良工事アルトキハ其ノ費用ヲモ加算スルコトヲ得ルモノトス



尙區劃整理施行地區内ノ土地ニ付、當該土地が宅地ナリヤ宅地以外ノ土地ナリヤノ判定ニ當リテハ當該土地ノ現狀が田、池、沼、崖地等ニシテ猶相當ノ工事ヲ施スニ非ザレバ宅地トシテ利用スルコトヲ得ザル状態ニ在ルモノナルニ於テハ、區劃整理施行地區内ノ土地ト雖モ之ヲ宅地ト看做スコトヲ得ザルハ勿論ナルガ、其ノ他ノ土地ニ付テハ、之が宅地ナリヤ否ヤノ判定困難ナル場合特ニ多カルベシト思料セラルルヲ以テ、之が判定ニ當リテハ本令施行ノ事務ヲ掌ル部課ト土地區劃整理事業ノ監督ヲ掌ル部課トヲ十分連絡セシメ本令施行ノ圓滑ナル運用ヲ期スル様特ニ注意相成度キコト

四、區劃整理ヲ施行シタル土地ヲ分讓スル場合ハ、別紙「土地區劃整理施行地評價基準」ニ依リ評定シタル價格ヲ基礎トシ分讓價格評價基準ニ準據シテ定ムルモノトス

五、區劃整理施行中ノ土地ヲ讓渡スル場合ノ價格ニ付テモ前記二、三、四ニ準ジテ當該整理工事進捗ノ實情ニ應ジ別紙「土地區劃整理施行地評價基準」ニ準據シテ之ヲ定ムルモノトス但シ替費地ヲ處分スル場合ノ價格ニ付イテハ、之ヲ整理施行濟ノモノトシテ其ノ價格ヲ定ムルコトヲ得ルモノトス此ノ場合ニ於テハ必ズ當該整理工事ガ申請書記載ノ通り施行セラルベキ旨其ノ他適當ナル條件ヲ附スルモノトス

六、本通牒前既ニ區劃整理ノ施行ニ着手シタル土地ニシテ、區劃整理後之ヲ讓渡セントスル場合ニ於テ別紙「土地區劃整理施行地評價基準」ニ依リ價格ヲ評定スルコト著ルシク困難ナルモノニ付テハ、過渡的措置トシテ便宜左ノ如キ方法ニ依ルコトヲ得ルモノトス

讓渡セントスル當該劃地ノ價格ハ、左ノ(一)、(二)及(三)ノ項目ノ金額ヲ合算シタルモノニ、更ニ(四)ノ項目ノ金額ヲ加減シテ評定スルモノトス但シ其ノ劃地ヲ讓受ケタル者ノ負擔トナル整理費用、清算金若ハ受益者負擔金又ハ借地權價格等アルトキハ之ヲ控除スルモノトス

(一) 従前ノ土地價格

(二) 區劃整理費分擔額

(三) 區劃整理ニ因ル増價

右ハ孰レモ「土地區劃整理施行地評價基準」ニ準ジ之ヲ定ムルモノトス

(四) 清算金

清算金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ額ヲ前記(一)、(二)及(三)ノ合算額ニ加算シ、之ヲ受取りタルトキハ其ノ額ヲ前記(一)、(二)及(三)ノ合算額ヨリ減ズベキモノトス

本通牒ノ際現ニ區劃整理ヲ施行シツ、アル土地ニシテ區劃整理中ニテ讓渡セントスル場合ニ於

テ、別紙「土地區劃整理施行地評價基準」ニ依リ價格ヲ評定スルコト著ルシク困難ナルモノニ付  
テモ當該整理工事進捗ノ實情ニ應ジ前記方法ニ準ジ之ヲ定ムルモノトス  
尙右ニ依リ評定シタル當該劃地ノ價格ガ區劃整理施行者ノ定メタル換地評定價格ニ比シ著シク  
差異アルトキハ、實情ニ應ジ適當ニ當該劃地ノ價格ヲ増減スルコトヲ得ルモノトス

第二、土地區劃整理施行地評價基準ニ付注意スベキ點

一、本評價基準ハ原則トシテ區劃整理施行地ノ價格ヲ綜合原價計算ニ依リ評定スルモノトシ、即  
チ區劃整理施行地區全體ノ適正價格ヲ從前ノ土地價格、區劃整理費用、區劃整理ニ因ル増價ノ  
三者ノ合算額トシ、之ヲ各劃地ノ特性ニ應ジテ割當テタルモノヲ以テ各劃地ノ適正價格ト爲シ  
タルコト

二、第一ニ付

(イ) 區劃整理施行地ヲ讓渡スル場合ハ、讓渡人ノ未支拂分ノ整理費用、清算金或ハ受益者負  
擔金(讓受人ノ負擔トナルモノニ限ル)等ノ納付義務ハ土地所有權ト共ニ讓受人ニ移轉スルモ  
ノナルトコロ、整理費用ハ本基準ニ依レバ、既ニ劃地ノ價格ニ含マシメテ居リ、清算金等モ  
亦當該劃地ノ一部分トシテ考慮サレ居ルモノナレバ、取引價格ニ重複ヲ來サシメズ且讓受人

ガ後日追徴サルルト言フガ如キ不測ノ損害ヲ受クルコトナカラシムル爲之等ノ未納額ハ劃地  
ノ讓渡價格ヨリ控除スベキモノトナシタルコト

(ロ) 本基準ハ從前ノ土地ヲ總テ賃借權、地上權、永小作權等ノ附着セザル完全所有地ト看做  
シ其ノ價格ヲ算出スルモノナルトコロ、整理後ノ劃地中ニハ前記ノ如キ種々ノ權利ノ附着セ  
ル所謂不完全所有地アリ、ソレニハ借地人ニ屬スル借地權價格等ガ發生シ居リ、斯ル不完全  
所有地ノ價格ハ完全所有地ノ價格ヨリ低廉ナルハ當然ナルヲ以テ此ノ價格モ亦讓渡價格ヨリ  
控除スベキモノト爲シタルコト

(ハ) 劃地ノ讓受人ガ從前ノ土地所有者ヨリ繼承シタル清算金債權等(「等」トアルハ減步補償  
金請求權ノ如キモノヲ指稱ス)ハ劃地價格ノ構成要素ニ非ザルヲ以テ、之等ハ劃地價格トシ  
テ評定スルコトヲ得ザルノミナラズ、讓受人ガ右ノ如キ清算金等ヲ支拂ヒタルトキト雖モ之  
ヲ統制令第二條第一號ニ所謂「對價」ト爲スコトヲ得ザルハ勿論ナルモ、若シモ斯ル清算金ヲ  
加算シタル價格ヲ以テ認可價格トスルトキハ、往々加算シタル額ガ對價ト看做サルルニ非ズ  
ヤトノ誤解ヲ生ズル虞アルヲ以テ、右ノ如キ認可ハ之ヲ爲サザル様注意的ニ規定シタルモノ  
ナルコト

三、第二ニ付

(イ) 従前ノ土地ノ價格ハ、従前ノ土地ニ付整理工事施行前ノ狀況ニ於ケル當該土地ヲ完全所有地トシテ算出シタル價格トス從ツテ

(1) 従前ノ土地ガ宅地以外ノ土地ナル場合ノ従前ノ土地ノ評定價格ヲ定ムルニ當リテハ、曩ニ通牒シタル令第六條ノ場合ノ一般ノ評價基準ト異ナリ「小作權價格若ハ作離補償金等」ノ補償金ノ加算ヲ認メザリシコト

(2) 期待價格ニハ當該區劃整理ニ依ツテ生ズベキ期待價格ハ之ヲ含マザルコト右ハ區劃整理ニ因ル増價トシテ別途加算シ得ルモノナルコト

(ロ) 第二、二ノ區劃整理費用ハ整理施行者ガ當該區劃整理ヲ施行スルニ要スル一切ノ費用ヲ指稱スルモノナルモ、支出シタル整理費用ガ不當ニ高額ナルトキハ適當ニ之ヲ査定スルコトヲ得ルモノナル點ニ留意スルコト

(ハ) 創業費トハ例ヘバ組合設立ニ關スル費用ニシテ、設計書或ハ規約等ノ作成ニ要スル費用其ノ他ヲ指稱スルモノナルコト(耕地整理法第五十條、第五十二條參照)

(ニ) 補償費トハ耕地整理法第七條、第八條、第十八條第二項本文、第二十七條、第二十七條

ノ二、第二十九條第二項、第四十四條第三項其ノ他ノ規定ニ基キ區劃整理ノ施行ニ關シテ生ジタル損害ノ補償ニ要シタル費用等組合員ノ共同ノ負擔トナルベキ補償費ヲ指稱スルモノナルコト

(ホ) 減歩補償金トハ特別都市計畫法第八條又ハ神宮關係特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依リ交付セラルル補償金ヲ謂フモノニシテ、之等ハ減歩セラレタル従前ノ土地ノ價格ト認ムベキヲ以テ之ヲ整理費用ニ加算セザリシコト

(ヘ) 土地所有者等ヨリ求償スル費用トハ、區劃整理施行ノ爲賃借權、地上權、永小作權、地役權等ヲ取得シタル目的ヲ達スルコト能ハザルニ至リタル場合區劃整理施行者ニ依ツテ支拂ハルルモノナルモ、斯ル費用ハ之ヲ夫々ノ土地所有者等ヨリ求償シ得ルモノナルノミナラズ(耕地整理法第十八條、第二十一條參照)、前記ノ如ク従前ノ土地ノ價格ハ従前ノ土地ヲ完全ナル所有地トシテ算出シアレバ更ニ右ノ如キ費用ヲ加算スル必要ナキガ爲ナルコト

(ト) 道路、廣場、公園等ノ公共用地ヲ造成スル爲ニ要シタル潰地ノ補償金ハ別ニ加算シ得ルモノト爲サザリシコト蓋シ右ノ如キ補償金ハ従前ノ土地價格ヲ評定スルニ當リ、道路等ノ潰地ヲ含メタル總坪數ニ付評定シスル補償金ヲ見込ミ得ルモノト爲シタルガ爲ナルコト從ツテ

原地價格ヲ有效坪數當ニ付算出シ之ニ道路潰地補償金ヲ加算シ得ルモノト爲シタル分讓價格  
評價基準トハ其ノ取扱ヒヲ異ニスルモノナレバ注意セラレ度キコト

(チ) 區劃整理費用(七)其ノ他ノ中ノ「受益者負擔金ニ準ズル費用等」トハ、組合ガ組合員ニ課  
セラルル受益者負擔金ヲ寄附金ナル名義ノ下ニ納付シ、組合員ノ受益者負擔金納付義務ノ免  
除ヲ受クルガ如キ場合ノ寄附金ノ如キモノヲ指稱スルモノナルガ、此ノ場合ニ於ケル寄附金  
ハ組合員ノ負擔トセラルル受益者負擔金ノ合計額ノ範圍内ニ於テノミ認ムベキモノナルコト

(リ) 整理資金利子ヲ附スル期間ハ整理費ヲ實際支拂ヒ始メテヨリ整理工事ノ完了ニ至ル迄ノ  
期間ナルモ、整理資金ノ利子ガ土地價格ノコストニ計上サレル結果、土地ヲ利用セザル場合  
モ多少ノ收益ヲ擧ゲ得ルコトトナルベキヲ以テ、徒ラニ工事ヲ遷延サセ地價地代ノ値上リヲ  
待望スルガ如キ思惑ノ行ハルルヲ保シ難キヲ以テ、斯ルコトノ發生ヲ抑制スル爲利子ヲ附ス  
ル期間ヲ整理工事ノ完了ノ時期如何ニ拘ラズ適當ニ短縮シ得ルモノト爲シタルコト

(ヌ) 區劃整理ニ因ル増價ハ特別ノ事情アルトキハ特ニ三分ノ加算ヲ認ムルコトヲ得ルモ、特  
別ノ事情トハ左ノ如キモノヲ想定シ居ルモノナレバ特別ノ事情アリヤ否ヤノ判定ニ當リテハ  
慎重ニ考慮シ、徒ラニ三分ヲ認ムルコトナキ様十分ニ留意セラレ度キコト

- (1) 整理施行者ノ創意、努力、節約等ニ依リ整理費用ガ一般的标准ヨリ著シク低廉ナル場合
- (2) 整理施行者ノ創意、努力等ニヨリ例ヘバ改良困難ナル荒廢地ヲ宅地化シ著シク土地ノ效  
用ヲ増加シタル場合

(3) 區劃整理後相當ノ期間當該區劃整理ノ爲メ著シク土地ノ收益ヲ妨ゲラレタル場合

- 四、第三ニ依ル簡易ナル評定方法左ノ如シ
  - 整理施行者ノ爲シタル劃地ノ換地評定價格 V
  - 整理施行者ノ爲シタル換地評定價格ノ總額 K
  - 第二ニ依リ算出シタル整理施行地區全體ノ價格 S
  - 劃地ノ適正讓渡價格 P

$$P = V \times \frac{S}{K}$$

五、特別ノ事情ニ依リ別紙「土地區劃整理施行地評價基準」第二、三區劃整理ニ因ル増價ノ規定ニ  
依ルコト著シク不適當ナリト認メラルルトキハ當省ヘ打合相成度キコト

別紙

土地區劃整理施行地評價基準

第一 區劃整理ヲ施行シタル土地ヲ讓渡スル場合ノ價格ハ第二ニ依リ評定シタル當該區劃整理ヲ施行シタル地區(數區ニ分チタルトキハ各區トス以下之ニ同ジ)全體ノ價格ノ範圍内ニ於テ當該劃地ノ位置、環境、地形、地盤、地質、地積、用途、交通關係其ノ他(以下諸般ノ事情ト稱ス)及從前ノ土地價格、整理費用等ヲ參酌シテ適正妥當ニ之ヲ定ムルモノトス但シ其ノ劃地ヲ讓受ケタル者ノ負擔トナル整理費用、清算金若ハ受益者負擔金又ハ借地權價格等アルトキハ之ヲ控除スルモノトス尙其ノ劃地ニ關シテ交付セラルル清算金等アルモ之ハ其ノ劃地ノ價格ノ一部分ニ非ザルモノトス

第二 當該區劃整理ヲ施行シタル地區全體ノ價格ハ從前ノ土地價格、區劃整理費用及區劃整理ニ因ル増價ヲ合算シタルモノトス

一、從前ノ土地價格

原則トシテ取得價格ニ依ルモ取得價格ナク若ハ不明ナルトキ又ハ取得價格ニ依ルヲ不適當ト認ムルトキハ(一)ノ評定價格ニ依ルモノトス

(一) 取得價格

從前ノ土地ノ取得ニ要シタル費用ヲ謂フモノニシテ當該土地ノ取得ニ要シタル費用(買入、交換、代物辨濟等ニ要シタル費用及不動産取得稅、登録稅及登記附帶費用等ヲ含ム)ハ勿論受益者負擔金、借地權價格、地役權價格、入會權價格、小作權價格若ハ作離ノ補償ニ要シタル費用又ハ立毛其ノ他地上物件ノ補償ニ要シタル費用ヲ包含スルモノトス

(二) 評定價格

從前ノ土地ヲ總テ賃借權、地上權、永小作權等附着セザルモノト看做シ各劃地ニ付適正妥當ニ評定スルモノトシ此ノ場合ハ土地區劃整理施行者(公共團體、組合等ヲ謂フ)ノ定メタル從前ノ土地評定價格ヲ參酌スルモノトス

イ、從前ノ土地ガ宅地ナルトキハ類地ノ適正ナル賣買價格竝ニ當該土地ノ收益價格及諸般ノ事情ヲ參酌シテ評定シ

ロ、從前ノ土地ガ宅地以外ノ土地ナルトキハ左ノ各項目ノ金額ヲ合算シタルモノトシ尙類地ノ適正ナル賣買價格ヲ參酌スルモノトス

1. 田、畑、山林、原野、雜種地等其ノ素地トシテノ價格

類地ノ適正ナル賣買價格竝ニ當該土地ノ取得價格、收益價格及諸般ノ事情ヲ參酌シテ評定

物價要覽

スルモノトス

2. 既に發生セル宅地ノ素地トシテノ期待價格

當該土地ノ宅地化ニ要スル費用、類似ノ宅地ノ適正ナル賣買價格及諸般ノ事情ヲ參酌シテ  
評定スルモノトス但シ投機的要素ハ認メズ

二、區劃整理費用

當該區劃整理ニ要スル一切ノ費用トス但シ其ノ額ヲ不適當ト認ムルトキハ適當ニ之ヲ査定スル  
コトヲ得ルモノトス

土地區劃整理組合ニ於テ區劃整理ヲ施行スル場合ノ整理費用ノ内容概ネ次ノ如シ

(一) 創業費

(二) 事務費

報酬、給料、賞與、旅費、交際費、雜給、設計費、測量費、備品及消耗品費、通信運搬費、  
借地借家料、雜費等

(三) 會議費

總會費、評議員會費等

(四) 工事費

監督費、整地費、道路費、水路費、暗渠費、橋梁費、側溝費、土留擁壁費、公園費、雜工費  
等

(五) 補償費

土地立入測量等又ハ工作物等ノ移轉其ノ他區劃整理ノ施行ニ關シテ生ジタル損害ノ補償ニ要  
スル費用但シ減歩補償金又ハ土地所有者等ヨリ求償スル費用ハ含マザルモノトス

(六) 整理資金利子

實際支拂フ資金(自己資金タルト借入資金タルトヲ問ハズ)ニ對シ整理工事ノ完了ニ至ルマデ  
ノ期間一定率ニ相當スル額但シ地方長官ハ實情ニ因リ其ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得ルモノト  
ス

(七) 其ノ他

雜費、受益者負擔金ニ準ズル費用等

三、區劃整理ニ因ル増價

當該土地ノ諸般ノ事情及従前ノ土地價格、區劃整理費用、類地ノ適正ナル賣買價格ヲ參酌シテ

評定スルモノトス但シ其ノ額ハ従前ノ土地價格ノ一定ノ割合ニ相當スル額及従前ノ土地價格ニ區劃整理費用ヲ加ヘタル額ノ一定ノ割合ニ相當スル額以內トス

従前ノ土地價格ニ對スル一定ノ割合ハ左ノ如シ

- 一、舊宅地改造ノ場合(最高一年間)年五分六厘
- 二、新宅地造成ノ場合(最高二年間)年五分六厘
- 三、前二號ヲ兼ネル場合(最高一年半間)年五分六厘

尙特別ノ事情アルトキハ前項ノ額ニ従前ノ土地價格ニ區劃整理費用ヲ加ヘタル額ノ一定率以內ニ相當スル額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

第三 區劃整理ヲ施行シタル土地ヲ讓渡スル場合ノ價格ハ第一ニ依リ評定スベキモノナルモ便宜左ノ方法ニ依ルコトヲ得ルモノトス

土地區劃整理施行者ノ定メタル換地(替費地ノ分ヲ含ム)評定價格ノ總額ガ第二ニ規定シタル區劃整理ヲ施行シタル地區全體ノ價格ニ比シ過不足アルトキハ其ノ比率ヲ土地區劃整理施行者ノ定メタル當該劃地ノ換地評定價格ニ乗ジテ得タル額ヲ以テ其ノ劃地ノ價格ト爲スコトヲ得ルモノトス

備考

區劃整理ヲ施行シタル後事情ノ變更アリタルニ因リ本基準ニ依リ難キ場合ハ一般ノ例ニ依ルモノトス

宅地建物等價格統制令ノ規定ニ依ル許可認可ノ處理期間ニ關スル件

(昭和十七年一月九日附一七物一) 第八三號物價局第一部長通知

許可認可等行政事務處理簡捷令ノ規定ニ依リ國家總動員法及閣令ヲ以テ指定スル法令ニ基ク許可認可等ハ、原則トシテ受理ノ日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ處理スベキモノナル處、宅地建物等價格統制令ノ規定ニ依ル許可認可ニ關シテハ今回昭和十六年十二月二十九日附商工省令第七號ヲ以テ別紙寫ノ通り、許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項ノ期間ヲ六十日ト定メラレタルヲ以テ右御了知相成ト共ニ右宅地建物等價格統制令ニ基ク許可認可ノ處理期間ヲ六十日ト定メタルハ、本許可認可事項ノ性質ニ鑑ミ、三十日以内ニ於テ處理シ得ザルモノアルベキヲ以テナレバ、本許可認可ニ當リテモ前記簡捷令ノ趣旨ニ從ヒ、可成三十日以内ニ處理スル様御留意相成度此段及通知候也

別紙寫

商工省令第七號

許可認可等行政事務處理簡捷令ノ適用ノ特例ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十六年十二月二十九日

商工大臣 岸 信 介

許可認可等行政事務處理簡捷令ノ適用ノ特例ニ關スル件

第一條 石炭配給調整規則第一條、第四條又ハ第七條ノ規定ニ基キ許可又ハ承認ヲ要スル事項ニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二條 宅地建物等價格統制令ニ基キ許可又ハ認可ヲ要スル事項ニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項ノ期間ハ之ヲ六十日トス

附則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 地代家賃統制令及通牒

#### (一) 地代家賃統制令(昭和十五年十月十九日勅令第六百七十八號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基ク地代及家賃ニ關スル統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ借地トハ建物所有ノ目的ヲ以テ賃借セラレ又ハ地上權ヲ設定セラレタル土地ヲ謂ヒ借家トハ賃借セラレタル建物(建物ノ一部タル室ヲ含ム)ヲ謂フ

第三條 借地又ハ借家ノ貸主(以下單ニ貸主ト稱ス)ハ借地又ハ借家ニ左ノ各號ニ付規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得ズ

第三篇 基本法令並關係通牒



- 一 昭和十三年八月四日以後本令施行前ニ地代又ハ家賃アリタルモノニ付テハ本令施行前ニ於ケル最後ノ地代又ハ家賃
  - 二 前號ニ該當セザル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃
- 前項第二號ニ規定スル地代又ハ家賃アルニ至リタルトキハ貸主ハ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第四條 厚生大臣ノ定ムル事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ貸主ハ前條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ定メタル地代又ハ家賃ハ前條第一項及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ前條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス
- 第五條 第三條第一項第二號ニ規定スル地代又ハ家賃ニ付テハ厚生大臣其ノ適正標準ヲ定ム
- 第六條 地方長官第三條第一項第一號ニ規定スル地代若ハ家賃ガ著シク不當ナリト認ムルトキ又ハ同項第二號ニ規定スル地代若ハ家賃ガ前條ノ適正標準ニ照シ不當ナリト認ムルトキハ貸主ニ對シ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ

之ヲ第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第七條 貸主地代又ハ家賃ノ定ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル變更ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一 金納ヲ物納ニ改メ其ノ他確定金額ヲ以テ定ムルモノヲ確定金額以外ノ方法ヲ以テ定メントスルトキ

二 物納ヲ金納ニ改メ其ノ他確定金額以外ノ方法ヲ以テ定ムルモノヲ確定金額其ノ他別途ノ方法ヲ以テ定メントスルトキ

前項ノ許可ヲ受ケテ變更シタル地代又ハ家賃ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第八條 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付貸主ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ基準及條件ニ依リ定ムル家賃ヲ以テ第三條第一項各號ニ規定スル家賃ト看做ス

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ第四條第一項若ハ第七條第一項ノ許可又ハ前條ノ許可ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第十條 地方長官第四條第一項、第六條第一項、第七條第一項又ハ第八條ノ規定ニ依リ許可、認可又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ地代家賃審査會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

地代家賃審査會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 地方長官必要アリト認ムルトキハ貸主ニ對シ地代若ハ家賃ニ關スル帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付家賃其ノ他ノ條件ヲ借家ノ見易キ箇所ニ揭示スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主、貸主ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ若ハ借主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間借地、借家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十三條 第三條、第四條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第十四條 貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條第一項(前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル借地又ハ借家ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ昭和十三年八月四日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十三年十二月三十一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十八日トス  
朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ地代家賃審査會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

附則

第十七條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年勅令第七百四號地代家賃統制令（以下舊令ト稱ス）ハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第十九條 舊令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ハ之ヲ本令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ト看做ス

第二十條 舊令第十三條、第十四條第一項及第十五條ノ規定ハ昭和十五年十月十九日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日）後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第二十一條 舊令第十三條ニ規定スル借地又ハ借家ニ付本令施行後地代又ハ家賃ノ回復セラレタル場合ニ於テハ其ノ回復セラレタル地代又ハ家賃ヲ以テ第三條第一項第一號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第二十二條 本令施行後舊令第十四條第一項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ハ之ヲ第三條第一項第一號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第二十三條 第六條ノ規定ハ舊令第十四條第一項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十四條 前三條ノ規定ハ舊令第十五條ニ規定スル場合ニ之ヲ準用ス

参考

地代家賃統制令（昭和十四年十月十八日勅令第七百四號）抄

第十二條 本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第十三條 本令施行前第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ヲ増額シタル借地又ハ借家ニ於テハ貸主ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ昭和十四年十一月一日以後ノ分ニ付之ヲ第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ニ回復スベシ

第十四條 前條ノ規定ハ昭和十三年八月五日以後本令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解又ハ借地借家調停法ニ依リ調停ニ依リ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ本令施行ノ際現ニ繫屬スル訴訟、裁判上ノ和解事件、借地借家調停法ニ依リ調停事件又ハ借地借家臨時處理法第二條ノ規定ニ依ル事件ニ於テ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付亦同ジ  
前項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ノ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之

ヲ同條第一號本文ノ地代又ハ家賃ト看做ス  
第十五條 前二條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

地代家賃統制令施行規則(昭和十五年十月十九日  
厚生省令第四十七號)

第一條 地代家賃統制令(以下令ト稱ス)第三條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ地代又ハ家賃アルニ至リタルトキヨリ十四日以内ニ左ニ掲グル書類及圖面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

一 地代届又ハ家賃届(様式第一號)

二 借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖

三 其ノ他參考トナルベキ書類又ハ圖面アルトキハ其ノ書類又ハ圖面

第二條 令第四條第一項ノ事由アル場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ因リ令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ガ著シク低額ナリト認めラルル場合トス

一 貸主ニ於テ借地ニ付改良工事ヲ施行シ又ハ借家ニ付増築若ハ改造ヲ爲シタルトキ

二 借地又ハ借家ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ増課アリタルトキ

三 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付光熱費、消耗品費等ノ供益費ノ増嵩スルニ至リタルトキ

四 裸貸ヲ附貸ニ改ムル等借主ノ利益ニ借地又ハ借家ノ條件ヲ改メタルトキ

五 前各號ニ準ズル事情其ノ他特別ノ事由アルトキ

第三條 令第四條第一項ノ許可ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ

一 申請者ノ氏名及住所又ハ名稱、代表者ノ氏名及主タル事務所ノ所在地(管理人アルトキハ其ノ氏名及住所ヲ併記スルコト)

二 令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ定メントスル地代又ハ家賃

三 増額ノ實施期日

四 増額ヲ爲サントスル事由(第二條第何號ニ該當スル旨ヲ併記スルコト)

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類及圖面ヲ添附スベシ

一 借地調書又ハ借家調書(様式第二號)

二 借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖

三 其ノ他參考トナルベキ書類又ハ圖面アルトキハ其ノ書類又ハ圖面

第四條 令第五條ノ地代適正標準(年分)ハ土地價格ニ地方長官ノ定ムル率ヲ乘ジテ得ベキ金額ニ相當スル額ニ依ルモノトス

第五條 土地價格ハ昭和十三年八月四日以前ニ於ケル當該土地ノ最後ノ取得價格トス但シ當該土地ニ付取得價格ナキトキ又ハ其ノ不明若ハ不相當ナルトキハ昭和十三年八月四日現在ニ於ケル地方長官ノ評價額トス

第六條 昭和十三年八月五日以後土地ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事情アルトキハ地方長官ハ前條ノ土地價格ヲ修正シタルモノヲ以テ第四條ノ土地價格ト爲スコトヲ得

一 貸主ニ於テ改良工事ヲ施行シタルトキ

二 貸主ニ於テ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキ

三 貸主ニ於テ借地權利金ヲ徵集シタルトキ

四 地方長官ニ於テ土地價格修正ノ必要アリト認ムル事情アリタルトキ

第七條 令第五條ノ家賃適正標準(月分)ハ左ノ各號ノ金額ニ相當スル額ヲ合算シタルモノニ依ルモノトス

一 建物價格ニ地方長官ノ定ムル率ヲ乘ジテ得ベキ金額

二 地代又ハ其ノ相當額(月割額)

三 適正ナル火災保險料ニ相當スル額(月割額)

下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ在リテハ前項ニ規定スル額ニ供益費(月割額)ヲ加算スルモノトス

供益費トハ前項ニ規定スル借家ニ於テ貸主ノ負擔スル電氣、瓦斯、水道ノ料金其ノ他ノ供益施設ニ要スル費用ヲ謂フ

第八條 建物價格ハ左ニ掲グル費額ノ合計額トス

一 主體建築費

二 附屬設備費(電氣、瓦斯、水道、下水溝、門、塀、物置其ノ他建物ノ使用上必要ナル設備ノ費用)

三 造作費(疊、建具等ノ普通ノ造作ノ備付ニ要スル費用)

第九條 貸主ガ借家ニ付權利金(暖簾代ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク)ヲ取得セルトキハ前條ノ建物價格ヨリ其ノ額ヲ控除シタルモノヲ以テ第七條第一項第一號ノ建物價格トス

第十條 地方長官第四條及第七條第一項第一號ノ率ヲ定メントスルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十一條 地方長官第四條又ハ第七條第一項第一號ノ率ヲ定メタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ告示スベシ

- 一 第四條又ハ第七條第一項第一號ノ率及其ノ適用地域
- 二 前號ノ率ノ決定ニ付前提トシタル借地又ハ借家ノ條件
- 三 其ノ他參考トナルベキ事項

第十二條 建物ノ一部タル居室ノ家賃適正標準ハ當該建物ノ家賃適正標準額ニ付全部ノ居室ノ面積ト其ノ一部タル居室ノ面積トノ比率ニ依リ定マル額ヲ基準トス

前項ノ規定ハ建物ノ一部タル室ニシテ居室ニ非ザルモノノ家賃適正標準ニ付之ヲ準用ス

第十三條 令第六條ノ規定ニ依ル減額ノ命令ハ地方長官貸主ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス

- 一 減額後ノ地代又ハ家賃
- 二 減額ノ實施期日

第十四條 第三條ノ規定ハ令第七條ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第十五條 令第八條ノ認可ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ提出スベシ

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
  - 二 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ構成員タル資格及構成員ノ數
  - 三 家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件並ニ其ノ實施期日
  - 四 家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件ヲ定ムル事由並ニ其ノ基準及條件ノ根據
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類及圖面ヲ添附スベシ

一 借家調書(様式第三號)

二 借家ノ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖

三 定款又ハ規約ノ寫

四 令第八條ノ認可ノ申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫

第十六條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第四號ニ依ル

第十七條 令第十三條ノ規定ニ依リ令第三條、第四條、第六條、第九條及第十條ノ規定ヲ準用スル借地又ハ借家ノ條件ハ敷金、修繕費ノ負擔、疊、建具其ノ他ノ造作ニ要スル費用ノ負擔、下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ於ケル供養費ノ負擔、地代又ハ家賃ノ支拂條件及借主ノ貸主ニ

物價要覽

給付スル權利金其ノ他ノ財産上ノ利益ニ關スル條件トス

第十八條 第三條及第十三條ノ規定ハ令第十三條ニ掲グル地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニ關スルモノニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十月厚生省令第三十三號地代家賃統制令施行規則第四條ノ規定ハ昭和十五年十月十九日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

様式第一號

① 地代届

借主氏名	所在地及面積	建物ノ用途、構造及建坪	昭和十三年八月四日以前ニ於ケル最後ノ取得價格及取得年月日	昭和十三年八月五日以後地代家賃統制令施行規則第六條第一號乃至第三號ニ該當スル事情又ハ之ニ準ズル事情ニシテ土地價格ノ修正ニ付考慮セラレベキモノト認メラルル事情アリタルトキハ其ノ事實及金額其ノ他必要ナル事項	地租法ニ依ル地目及賃賃價格	地租及同附加税	地代(年額)	地代了ルニ至リタル年月日	借地權利金	借地期間自 年 月 日 至 年 月 日 地代支拂時期及方法	維持費ノ負擔區分	其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ	其ノ他キナシトシテ	右之種及御届候 年 月 日 地方長官宛
------	--------	-------------	------------------------------	---	---------------	---------	--------	--------------	-------	-------------------------------	----------	-----------------	-----------	---------------------------

記載注意

- (1) 「建物ノ用途、構造及建坪」欄ハ住宅、木造二階建、瓦葺、四十坪ノ如ク記載スルコト
- (2) 昭和十三年八月四日以前ニ於ケル取得價格ヲキトキ又ハ其ノ不明ナルトキハ該管欄ニ「ナシ」又ハ「不明」ト記載シ「其ノ他參考トナルベキ事項」ノ欄ニ昭和十三年八月四日現在ニ於ケル見積價格ヲ記載スルコト
- (3) 昭和十三年八月五日以後地代家賃統制令施行規則第六條第一號乃至第三號ニ該管スル事情又ハ之ニ準ズル事情ナカリシトキハ該管欄ニ「ナシ」ト記載スルコト
- (4) 「貸賃價格」並ニ「地租及同附加税」欄ハ一筆ノ土地ノ一部ノ借地ニ在リテハ面積ニ按分シテ算出記載スルコト但シ土地ノ狀況其ノ他ニ依リ面積按分ニ依リ難キ事情アルトキハ適當ニ區分シテ算出記載スルコト此ノ場合ニ於テハ面積按分ニ依リ難キ事情ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」欄ニ記載スルコト
- (5) 「敷金」借地權利金又ハ「其ノ他ノ特約」ニシテ重要ナルモノ「ナキトキハ該管欄ニ「ナシ」ト記載スルコト
- (6) 「地代支拂時期及方法」欄ハ「毎月末、現金、持參拂」ノ如ク記載スルコト
- (7) 「維持費ノ負擔區分」欄ハ「維持費貸主負擔」又ハ「維持費貸主負擔但シ下水溝渠ノ維持費ハ借主負擔」ノ如ク記載スルコト
- (8) 管理人アルトキハ其ノ氏名及住所ヲ「其ノ他參考トナルベキ事項」欄ニ記載スルコト

(ロ) 家賃届 (イ) 及 (ニ) ニ掲グル借家ニ該管セザル借家ハ本様式ニ依ルモノトス

氏借主		家賃届	
所在地	竣工年月日	用途及構造	戸建別
建坪及延坪	敷地面積	主體建築費	
建物	附屬設備	計	
	造作費	計	
共		格	總計
建	屋賃貸價格	家屋税及同附加税ノ合計額並ニ其ノ月割額	
他	地代(月割額)	借地權利金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ金額及支拂ヒタル年月日	
家賃	家賃	家賃アルニ至リタル年月日	
家賃	敷金	借家權利金	
家賃	修繕費ノ負擔區分	家賃ノ支拂時期及方法	
家賃	其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ		
其ノ他ノ事項	右之通及御届候	年月日	
	届出人(貸主)住所	氏名	名
	地方長官宛		



記載注意

- (1) 「用途及構造」欄ハ「貸住宅木造二階建瓦葺」ノ如ク記載スルコト
- (2) 「戸建別」欄ハ「戸建」又ハ「何戸建」ノ如ク記載スルコト
- (3) 「建坪及延坪」欄ハ附屬設備タル物置等ノ建物ノ建坪及延坪ヲ含メテ記載スルコト
- (4) 「附屬設備費」及「造作費」欄ハ「門何圓」「塀何圓」「塋何圓」ノ如ク内譯ヲ記載スルコト其ノ不明ナルトキハ該當欄ニ「不明」ト記載スルコト
- (5) 主體建築費、附屬設備費及造作費ノ區分ノ不明ナルモノニ在リテハ總計ノミヲ記載シ該當欄ハ何レモ「不明」ト記載スルコト
- (6) 家屋賃貸價格未決定ノモノハ該當欄ニ「未決定」ト記載シ「家屋賃及同附加税」欄ハ「ナシ」ト記載スルコト
- (7) 「地代」欄ハ持地上ノ借家ニ在リテハ地代相當ト認ムル額ヲ「地代相當額」トシテ記載スルコト得ルコト
- (8) 火災保險契約ナキトキハ「保險契約會社」及「保險契約金額」ノ欄ニ何レモ「ナシ」ト記載スルコト此ノ場合ニ於テハ「保險料及其ノ月割額」欄ニ附近ノ同種又ハ類似ノ建物ノ普通ノ契約保險料ノ例ニ依リ保險料相當ト認ムル額及其ノ月割額ヲ「保險料相當額及其ノ月割額」トシテ記載スルコト得ルコト
- (9) 敷金、借家權利金若ハ其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノナキトキ又ハ借地權利金若ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルコトナキトキハ該當欄ニ夫々「ナシ」ト記載スルコト
- (10) 「修繕費ノ負擔區分」欄ハ「修繕費貸主負擔」又ハ「修繕費貸主負擔借主負擔」並、建具ノ修繕費ハ貸主借主折半負擔」ノ如ク記載スルコト
- (11) 「家賃ノ支拂時期及方法」欄ハ「毎月末、現金、持參押」ノ如ク記載スルコト
- (12) 全部改築又ハ解體移築ノモノニ在リテハ其ノ旨ヲ「其ノ他參考」トナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (13) 植樹、庭園等ノ事情ハ必要アリト認ムルトキハ之ヲ「其ノ他參考」トナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (14) 管理人アルトキハ其ノ氏名及住所ヲ「其ノ他參考」トナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト

(9) 家賃肩 (イ)ニ該當スルモノヲ除キ下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ハ本様式ニ依ルモノトス

家賃肩			
所在地	竣功年月日	戸建別	居室數及其ノ面積
用途及構造	敷地面積	建物名稱	主體建築費
建坪及延坪	附屬設備費	造作費	總計
家屋賃貸價格	家屋稅及同附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額	地代(月割額)	借地權利金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ金額及支拂ヒタル年月日
火災保險契約會社	保險契約金額	保險料及其ノ月割額	保險料ノ合計ノ室料月額
内	費	目	所要(見込)金額
費	益	計	純室料
敷金	修繕費ノ負擔區分	室料ノ支拂時期及方法	其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ
件	室料アルニ至リタル年月日	其ノ他	
家賃肩	右之通及御届候	年月日	届出人(貸主)住所氏名圖
地方長官宛			

備考

本届ニハ左ノ様式ニ依ル「各室資料調書」ヲ添付スルコト

階	各室資料調書		
	室名 坪數(疊數)	室料	室名 坪數(疊數)
一階			
二階			
何階			

(注意)

- (1) 室名ハ別ニ添附セル間取ヲ示ス平面略圖ト符合スルヲ要スルコト
- (2) 室料ハ何圓以内又ハ疊一枚當リ何圓ト記載スルコトヲ得ルコト
- (3) 「館總計ノ室料月額」ノ内譯「純室料」ノ欄ハ一館總計ノ室料月額ヨリ供養費ノ月額額ヲ控除シタル額ヲ記載スルコト
- (4) 「供養費」ノ欄ハ貸主ノ負擔スル供養ニ要スル費用ノ費目及所要金額(月額額)ヲ記載シ備考ニ於テ其ノ説明ヲ加フルコト

(記載例)

費目	所要金額	備考
電氣料	圓	共同部分電氣料
瓦斯代	圓	共同部分瓦斯代
水道料	圓	金額ノ水道料
浴場費	圓	隔日使用
計	圓	錢

- (3) 供養ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ室料ト別途ニ徴收スルモノニ在リテハ「室料ノ支拂時期及方法」ノ欄ニ「毎月末、現金拂但シ室ノ電氣料及瓦斯代ハ別途徴收」ノ如ク記載スルコト
- (4) 一室居住者ノ數ニ依リ室料ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別ノ定ムルモノハ之ヲ「其ノ他参考」トナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (5) 其ノ他様式第一號(ロ)ノ記載注意ニ同シ

(イ) 家賃届 (三室以下ノ貸室ノ借家ハ本様式ニ依ルモノトス)

所在地	建物	間		代	其ノ他参考ナルベキ事項
		室名	疊數		
所在地	用途及構造 戸建別	室名	疊數	間代アルニ至リタル年月日	
	建坪及延坪 敷地面積	收容人員	間代		
家賃届					

記載注意

- (1) 一室居住者ノ數ニ依リ間代ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別ノ定ムルモノハ之ヲ「其ノ他参考」トナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (2) 賄付間貸ニシテ間代ト賄料トヲ区分セザルモノニ在リテハ其ノ区分セザル額ヲ「間代」ノ欄ニ記載スルト共ニ賄付間代ナル旨ヲ「其ノ他参考」トナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (3) 當該建物ガ借家ナルトキハ其ノ家賃及借家ノ條件ヲ「其ノ他参考」トナルベキ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (4) 其ノ他様式第一號(ロ)ノ記載注意(1)乃至(3)ニ同シ

様式第二號

(1) 借地調書

借地調書

借主氏名	所在地及面積	土地	現在、地代及借地条件	地代ノ沿革	其ノ他参考トナルキ事項
	所在地及面積	建物ノ用途、構造及建坪 地租法ニ依ル地目及賃賃價格 地租及同附加税	現在ノ 敷金 借地期間自 年 月 日 至 年 月 日 借地權利金 地代ノ支拂時期及方法	(1) 自 年 月 日 至 年 月 日 圓 錢 (2) 自 年 月 日 至 年 月 日 圓 錢 (3)	其ノ他参考トナルキ事項

記載注意

- (1) 「地代ノ沿革」ノ欄ハ最近十年間ニ於ケル地代ノ沿革ヲ記載スルコト
- (2) 當該土地ノ昭和十三年八月四日現在ニ於ケル見積價格ヲ「其ノ他参考トナル」キ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (3) 尙當該土地ガ昭和十三年八月四日以前ニ於テ賣買其ノ他ノ有價行爲ニ因リ取得セラレタルモノナルトキハ其ノ最後ノ取得價格及取得年月日ヲ併記スルコト
- (3) 其ノ他様式第一號(1)ノ記載注意(1)及(4)乃至(7)ニ同シ

(2) 借家調書 (1)及(2)ニ掲グル借家ニ該當セザル借家ハ本様式ニ依ルモノトス

借主氏名	所在地	竣功年月	建物		其ノ他		現在ノ家賃		借家条件		家賃ノ沿革		其ノ他参考トナルキ事項	
			用途及構造	戸建別	建坪及延坪	敷地面積	家賃賃價格	家屋稅及同附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額	地代(月割額)	借地權利金又ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ種類、支拂ヒタル金額及支拂ヒタル年月日	家賃	敷金		借家權利金

註釋 國家法令本 第三條

- (1) 「家賃ノ沿革」ノ欄ハ最近五年間ニ於ケル家賃ノ沿革ヲ記載スルコト
- (2) (1) 建築費ノ判明セルモノ(其ノ内譯トシテ主體建築費、附屬設備費及造作費ノ區分ノ判明セルモノハ其ノ内譯ヲ附シ)ハ之ヲ「其ノ他参考トナル」キ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (3) 尙増築又ハ改造ヲ爲シタルモノニ在リテハ其ノ年月、費用、増築又ハ改造ノ内容其ノ他ノ事項ヲ併記スルコト
- (4) 當該建物ニ付最近ニ於ケル取得價格ヲルトキハ其ノ價格及取得年月日ヲ「其ノ他参考トナル」キ事項ノ欄ニ記入スルコト
- (4) 當該建物ニ付火災保險契約アルトキハ保險契約會社、保險契約金額及保險料(月割額)並ニ保險料ノ割引アルトキハ其ノ割引額(月割額)ヲ「其ノ他参考トナル」キ事項ノ欄ニ記載スルコト
- (5) 其他様式第一號(2)ノ記載注意(1)乃至(3)、(6)、(7)、(8)乃至(11)及(12)ニ同シ

(1) 借家調査書 (2) 該當スルモノヲ除キ下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ハ本様式ニ依ルモノトス

所在地		建物		其ノ地		現在ノ居室		内		費用		修繕費ノ負擔區分		宝料ノ支拂時期及方法		其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ		其ノ他ノ参考トナル事項		
所在地	竣功年月	用途及構造	建坪及延坪	居室敷及其ノ面積	家賃貸賃價格	家屋税及同附加税ノ合計額並ニ其ノ月割額	地代 (月割額)	借地權利金又ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ種類、支拂ヒタル金額及支拂ヒタル年月日	一箇總計ノ宝料月額	純宝料	費	日	所要金額	備	考	計	費	益	供	内
		戸建別	敷地面積	建物ノ名稱																

本調査ニハ様式第一號(1)ノ備考ノ様式ニ依ル「各室宝料調査」ヲ添付スルコト、

記載注意

- (1) 「一箇總計ノ宝料月額」ノ内「純宝料」ノ欄ニハ一箇總計ノ宝料月額「供給費」ノ欄ハ貸主ノ負擔スル費用ノ費目及所要金額(月割額)ヲ記載シ備考ニ於テ其ノ説明ヲ加フルコト
- (2) 「供給費」ノ欄ハ貸主ノ負擔スル費用ノ費目及所要金額(月割額)ヲ記載シ備考ニ於テ其ノ説明ヲ加フルコト

(記載例)

費目	所要金額	備考
電気料	圓 錢	共同部分電気料
瓦斯代	圓 錢	共同部分瓦斯代
水道料	圓 錢	全館ノ水道料
浴場費	圓 錢	隔日使用
計	圓 錢	

- (3) 供益ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ宝料ト別途ニ徴收スルモノニ在リテハ「宝料ノ支拂時期及方法」ノ欄ニ「毎月未現金拂但シ室ノ電気料及瓦斯代ハ別途徴收」ノ如ク記載スルコト
- (4) 一室居住者ノ敷ニ依リ宝料ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別ノ定アルモノ之ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (5) 建築費ノ判明セルモノ(其ノ内譯トシテ主體建築費、附屬設備費及造作費ノ區分ノ判明セルモノハ其ノ内譯ヲ附シ之ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (6) 尙増築又ハ改造ヲ爲シタルモノニ在リテハ其ノ年月、費用、増築又ハ改造ノ内容其ノ他ノ事項ヲ併記スルコト
- (7) 當該建物ニ付最近ニ於ケル取得價格アルトキハ其ノ價格及取得年月日ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (8) 當該建物ニ付火災保險契約アルトキハ保險契約會社、保險契約金額及保險料(月割額)並ニ保險料ノ割引アルトキハ其ノ割引額(月割額)ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト

其ノ他様式第一號(1)ノ記載注意(1)乃至(3)、(6)、(7)、(9)乃至(11)及(12)ニ同シ

貸家調査票

記載注意

- (1) 一室居住者ノ數ニ依リ間代ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別ノ定テルモノハ之ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (2) 賄付間代ニシテ間代ト賄料トヲ區分セザルモノニ在リテハ其ノ區分セザル額ヲ「間代」ノ欄ニ記載スルト共ニ賄付間代ナル旨ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (3) 當該建物ガ借家ナルトキハ其ノ家賃及借家ノ條件ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (4) 其ノ他様式第一號(ロ)ノ記載注意(1)乃至(3)ニ同ジ

所在地	建物		其ノ他			在現			間代		其ノ他参考トナルベキ事項
	用途及構造	戸建別	建坪及延坪	敷地面積	室名	疊數	收容人員	間代	名	數	

(イ) 借家調査票 (三室以下ノ貸室ノ借家ハ本様式ニ依ルモノトス)

様式第三號

借家調査票			
所在地	貸主ノ住所及氏名	管理人ノ住所及氏名	竣功年月
用途及構造	戸建別	建坪及延坪	敷地面積
居室數及其ノ面積	居室數及其ノ面積	建坪及延坪	敷地面積
家賃賃貸價格	家賃賃貸價格	家賃賃貸價格	家賃賃貸價格
家屋稅及同附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額	家屋稅及同附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額	家屋稅及同附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額	家屋稅及同附加稅ノ合計額並ニ其ノ月割額
地代(月割額)	地代(月割額)	地代(月割額)	地代(月割額)
借地權利金又ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ種類、支拂ヒタル金額及支拂ヒタル年月日	借地權利金又ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ種類、支拂ヒタル金額及支拂ヒタル年月日	借地權利金又ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ種類、支拂ヒタル金額及支拂ヒタル年月日	借地權利金又ハ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ種類、支拂ヒタル年月日
一館總計ノ室料月額	一館總計ノ室料月額	一館總計ノ室料月額	一館總計ノ室料月額
純室料	純室料	純室料	純室料
費用	費用	費用	費用
目	目	目	目
所要金額	所要金額	所要金額	所要金額
備考	備考	備考	備考
内	内	内	内
費	費	費	費
益	益	益	益
供	供	供	供
計	計	計	計
數	數	數	數
金	金	金	金
修繕費ノ負擔區分	修繕費ノ負擔區分	修繕費ノ負擔區分	修繕費ノ負擔區分
室料ノ支拂時期及方法	室料ノ支拂時期及方法	室料ノ支拂時期及方法	室料ノ支拂時期及方法
其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ	其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ	其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ	其ノ他ノ特約ニシテ重要ナルモノ
其ノ他参考トナルベキ事項	其ノ他参考トナルベキ事項	其ノ他参考トナルベキ事項	其ノ他参考トナルベキ事項

各室室料調査票			
階	室名坪數(疊數)	室料	室名坪數(疊數) 室料
一階			
二階			
何階			

(2)(1) 本調査票ハ一館毎ニ之ヲ作成スルコト  
本調査票ニハ左ノ様式ニ依リ「各室室料調査票」ヲ添付スルコト

(注意) 室名ハ別ニ添附セル間取ヲ示ス平面略圖ト符合スルコト

- (3) 供益ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ室料ト別途ニ徴收スルモノニ在リテハ「室料ノ支拂時期及方法」ノ欄ニ「毎月末、現金拂但シ室ノ電氣料及瓦斯代ハ別途徴收」如ク記載スルコト
- (4) 一室居住者ノ數ニ依リ室料ヲ増減スル定其ノ他之ニ類スル特別ノ定テルモノハ之ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (5) 建築費ノ判明セルモノ（其ノ内譯トシテ主體建築費、附屬設備費及造作費ノ區分ノ判明セルモノハ其ノ内譯ヲ附シ）ハ之ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (6) 建築費ノ判明セルモノハ其ノ内譯ヲ附シ（其ノ他参考トナルベキ事項ノ内容其ノ他ノ事項ヲ併記スルコト
- (6) 當該建物ニ付最近ニ於ケル取得價格アルトキハ其ノ價格及取得年月日ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (7) 當該建物ニ付火災保險契約アルトキハ保險契約會社、保險契約金額及保險料（月割額）並ニ保險料ノ割引アルトキハ其ノ割引額（月割額）ヲ「其ノ他参考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
- (8) 其ノ他様式第一號（ロ）ノ記載注意（イ）乃至（3）、（6）、（7）、（9）乃至（11）及（14）ニ同シ

費目	所要金額	備考
電氣料	圓 錢	共同部分電氣料
瓦斯代	圓 錢	共同部分瓦斯代
水道料	圓 錢	全館ノ水道料
浴場費	圓 錢	隔日使用
計	圓 錢	

- (1) 「二館總計ノ室料月額」ノ内譯ノ欄ハ「二館總計ノ室料月額」ヨリ供益費ノ月割額ヲ控除シタル額ヲ記載スルコト
- (2) 「供益費」ノ欄ハ貸主ノ負擔スル共益ニ要スル費用ノ費目及所要金額（月割額）ヲ記載シ備考ニ於テ其ノ説明ヲ加フルコト

記載注意

様式第四號（用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシテ中央點線ノ所ヨリニツ折トス）

地代家賃統制ニ關スル臨檢票

第 號 昭和 年 月 日 交付

廳 府 縣 印

官 職 氏 名

第 號

(二) 地代家賃審査會官制(昭和十四年十月二十一日勅令第七百十八號)

改正 昭和十五年十月十九日勅令第六百七十九號

第一條 地代家賃審査會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ地代家賃統制令第十條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二條 地代家賃審査會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ各道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 地代家賃審査會ハ會長及委員五人以上九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ニ就キ豫メ地方長官ノ選任シタル者ノ中ヨリ地代家賃審査會開催ノ都度地方長官之ヲ指定ス

一、關係官廳ノ官吏

二、市町村吏員

三、特別ノ知識經驗アル者

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ地方長官ノ指名セル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 地代家賃審査會ノ會議ハ委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

地代家賃審査會ノ議決ハ出席シタル委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六條 地代家賃審査會ハ必要アルトキハ當事者、其ノ他適當ト認ムル者ノ意見ヲ聽キ又ハ實地ニ就キ調査スルコトヲ得

第七條 地代家賃審査會ニ幹事、書記若干名ヲ置キ地方長官之ヲ任命又ハ委囑ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年勅令第七百十八號)

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十五年勅令第六百七十九號)

(三) 地代家賃統制令ノ施行ニ關スル件依命通牒

(昭和十五年十月十九日厚生省發社第一五五號) 各地方長官宛厚生省社會局長依命通牒

本日勅令第六百七十八號地代家賃統制令及厚生省令第四十七號地代家賃統制令施行規則公布セラレ  
明二十日ヨリ施行ノコトト相成候處左記事項御留意ノ上運用ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

(一) 制定ノ趣旨及方針

- 一 昭和十四年勅令第七百四號地代家賃統制令ハ十月十九日ヲ以テ其ノ效力ヲ失フモノナル所政  
府ニ於テハ現下諸般ノ情勢ニ鑑ミ此ノ際地代及家賃ノ統制ヲ繼續スルノ必要ヲ認メ其ノ統制ヲ  
引續キ實施スルコトトシテ前記勅令及省令ヲ制定シタルモノナルコト
- 二 統制ノ方針トシテハ既存ノ地代、家賃ハ原則トシテ之ヲ据置キ唯特ニ著シク不當ニ高額若ハ  
低額ナルモノヲ適當ニ修正シ得ルコトトシ又今後新ニ定メラルル地代、家賃ハ其ノ過高ニ定メ  
ラルルコトヲ豫メ防止スルト共ニ貸地、貸家ノ經營ニ適當ナル收益ヲ得シメテ其ノ供給ノ促進  
ニ資スルコトヲ目的トシテ新ニ適正標準ヲ定メルコトトシタルコト

- 三 今回ノ統制令ノ制定ニ當リテハ現行統制令ニ於ケル如ク有効期間ヲ限定スルコトトセザリシ  
コト
- 四 其ノ他今回ノ統制令ノ制定ニ當リテハ現行統制令ノ運用上ノ經驗ニ徴シ統制ノ強化徹底ノ爲  
必要ナル規定ヲ整備スルコトトシタルコト

(二) 適正標準ニ關スル事項

- 一 地方長官ハ管下ニ於ケル借地、借家ノ實情ニ鑑ミ(一)ノ二ノ趣旨ニ依リ施行規則第四條及第  
七條第一項第一號ノ率ヲ其ノ前提トスル敷金、修繕費ノ負擔其ノ他ノ借地又ハ借家ノ條件ト共  
ニ定ムルコト
- 二 地方長官ハ前號ノ率ノ決定ノ爲ノ準備トシテ地代家賃審査委員其ノ他ヨリ適當ナル者若干名  
ヲ選任シ其ノ者ノ意見ヲ聞キ決定ノ參考トスルコト
- 三 第一號ノ率ノ決定ニ當リテハ別紙「地代家賃適正標準ニ關スル價格形成中央委員會ノ答申」第  
一、新ニ定メラルル地代及家賃ノ項ヲ參考トスルコト
- 四 施行規則第五條但書ノ地方長官ノ評價額ノ決定ニ當リテハ左ノ事項ヲ參酌スルコト
  - 一 賃賃價格、附近類地ノ賣買價格



物價要覽

- 二 其ノ土地ノ位置、環境、地形、地盤、用途及利用狀況
- 三 借地期間、地代ノ沿革、借地權價格
- 五 施行規則第六條ニ依ル土地價格ノ修正ハ左ノ方針ニ依リ行フコト
  - 第一號……改良ノ限度ニ於テ之ニ要シタル費用ヲ土地價格ニ増加スルコトヲ得ルコト
  - 第二號……受益者負擔金ノ實納額ヲ土地價格ニ追加スルコトヲ得ルコト
  - 第三號……徵收シタル借地權金額ヲ土地價格ヨリ減ズルコト
  - 第四號……前各號ニ付テ掲グル方針ニ依リ具體的事情ニ應ジテ土地價格ヲ修正スルコトヲ得ルコト
- 六 施行規則第八條ノ建物價格ハ貸主ノ届出額ニ依リ、其ノ不明ナルトキ又ハ貸主ノ届出額ヲ不相當ト認ムルトキハ適當ニ評價決定スルコト主體建築費、附屬設備費及造作費ノ内譯ノ不明ナルトキ又ハ貸主ノ届出デタル内譯ヲ不相當ト認ムルトキ亦同ジ
- 七 施行規則第七條第一項第一號ノ率ハ適當ナル地域別ニ少クトモ借家ノ左ノ種別ニ依リ之ヲ定ムルコト
  - 一 用途別

イ 普通借家

- ロ 下宿屋、共同住宅、ビルディング其ノ他之ニ類スル借家
- 二 構造別

イ 木造(木骨造、鐵網モルタル塗其ノ他ノ木骨造塗家ヲ含ム)

ロ 煉瓦造、石造及コンクリート造

ハ 鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造及鐵骨造(鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム)

八 施行規則第十條ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載セル申請書ヲ提出スルコト

一 定メントスル率及其ノ適用地域

二 前號ノ率ノ決定ニ付前提トシタル左ノ借地又ハ借家ノ條件

イ 地代又ハ家賃ノ支拂方法      ニ 維持費又ハ修繕費ノ負擔區分

ロ 敷金      ホ 地代ニ在リテハ借地期間

ハ 借地又ハ借家權利金      ヘ 其ノ他必要ナル事項

三 第一號ノ率ヲ決定セントスル理由

第三篇 基本法令並關係通條

四 其ノ他參考トナルベキ事項

九 施行規則第十二條ノ居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フコト但シ玄關、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸、暗室、臺所ノ類ハ居室ト看做サザルコト

十 構造ノ異リタル部分ヨリ成ル建物ノ家賃適正標準額ハ各構造部分ニ付適正標準ニ依リ算出セラルル金額ノ合計額ニ依ルモノトスルコト但シ利用上又ハ構造上分離シ難キモノハ建物ノ主タル部分ノ構造ニ依リ算出セラルル金額ニ依ルコトヲ得ルコト

十一 確定金額ニ依ラザル地代又ハ家賃ノ適正標準ハ前各號ニ依リ算出セラルル金額ニ相當スル額トスルコト

十二 供益費ハ其ノ實額ヲ認ムル趣旨ナルコト

(三) 既存ノ地代、家賃ニ關スル事項

現行地代家賃統制令第三條各號ノ地代又ハ家賃ハ前記ノ如ク原則トシテ之ヲ据置キ唯著シク不當ニ高額又ハ低額ナルモノヲ適當ニ修正スルコトトシタルコト

一 既存ノ地代、家賃ニシテ著シク不當ニ低額ナルモノハ施行規則第二條第五號ニ依リ適當ニ増額ヲ許可シ得ルコト

前項ノ許可ノ限度ニ付テ豫メ内規ヲ定メルコト此ノ内規ヲ定メタルトキハ當局ニ報告スルコト

二 特ニ其ノ必要アリト認メラルル場合ニハ必要ナル地域ヨリ統制令第十二條ニ依リ報告ヲ徴シ其ノ著シク不當ニ高額ナルモノニ對シテハ統制令第六條ノ規定ニ依リ減額ヲ命ズルコト

(四) 統制令第四條ノ規定ニ依ル増額ノ許可並ニ減額ノ命令ニ關スル事項

一 増額ノ許可ニ當リテハ單ニ申請アリタル理由ニ付テノミナラズ現在ノ地代、家賃ノ現状ニ付全般的ニ檢討シ全體トシテ増額ヲ許可スル必要アリヤ否ヤヲ檢討スルコト

二 地代ノ増額ヲ許可シ又ハ減額ヲ命ズル場合ニ於テハ當該土地ノ位置、環境、地形、地盤、用途、利用狀況、地代ノ沿革、借地期間、賃貸條件、水害豫防組合費等ノ事情ヲ考慮スルコト

三 家賃ノ増額ヲ許可シ又ハ減額ヲ命ズル場合ニ於テハ當該建物ノ敷地ノ位置、敷地ト建物トノ適應性、建物ノ用途、建築ノ巧拙、維持保存ノ良否、保健衛生上ノ適否、賃料ノ沿革、植樹、庭園、建物ノ經過年數、賃貸條件等ノ事情ヲ考慮スルコト

四 増額ノ許可ヲ爲ス場合ハ可成現在ノ地代又ハ家賃ノ急激ナル増額ヲ避クル方針ノ下ニ之ヲ

行フコト

- 五 施行規則第二條第五號ハ本統制ノ趣旨ニ鑑ミ其ノ運用ノ適正ヲ期スルコト
  - 六 統制令第三條第二項ニ依ル届出アリタルトキハ適正標準額ト比較審査ノ上不當ニ高額ナリト認ムルトキハ統制令第六條ノ規定ニ依リ遲滞ナク減額ヲ命ズルコト但シ借地、借家ノ用途其ノ他ノ特殊ノ事情ハ之ヲ充分ニ考慮スルコト
  - 七 統制令第九條ノ規定ニ依リ必要ト認ムルトキハ許可ニ當リ制限又ハ條件ヲ附シ借地、借家ノ關係ヲ適正ナラシムルニ努ムルコト
- (五) 統制令第七條ノ許可ニ關スル事項
- 一 本條ノ許可ハ統制令ノ趣旨ニ基キ當該地方ニ於ケル此ノ種ノ事例ニ付テノ從來ノ慣行ニ準據シテ之ヲ行フコト準據スベキ慣行ナキトキ又ハ其ノ不明ナルトキハ直前ノ支拂期ニ於ケル借主ノ負擔ヲ基準トスルコト
  - 二 許可ニ當リテハ施行規則第二條各號ニ該當スル事由ナキ限り實質的ニ地代、家賃ノ増額トナラザルモノトスルコト
  - 三 許可ニ當リテハ必要アルトキハ統制令第九條ニ依リ制限又ハ條件ヲ附シ借地、借家關係ノ

適正ヲ圖ルコト

(六) 認可ニ關スル事項

- 一 統制令第八條ノ規定ハ下宿屋、共同住宅(アパート)、ビルディング等ニ於ケル各室毎ノ室料ノ統制ヨリ來ル不便ヲ除去シ且之等ノ借家ニ於ケル極メテ複雑多ナル賃貸條件ヲ合理化シテ室料ノ統制ノ徹底ヲ期セントスル趣旨ヲ以テ設ケタルモノナルコト
- 二 認可ニ當リテハ施行規則第二條ニ該當スル事由ナキ限り實質的ニ室料ノ増額トナラザルモノトスルコト
- 三 認可ニ當リテハ必要アルトキハ定期的ニ必要ナル事項ヲ報告セシムル等統制令第九條ノ規定ニ依リ制限又ハ條件ヲ附シ實施上遺憾ナキヲ期スルコト

(七) 其ノ他

- 一 地代家賃審査會ニ關シテハ權限ニ付變更ヲ加ヘラレタル外其ノ構成及運用ニ關シテハ變更ナキコト
- 二 本統制ノ圓滑ヲ期スル爲ニハ關係者ヲシテ克ク本令ノ趣旨及内容ヲ理解セシムルコトヲ要スルヲ以テ警察署ノ管轄區域其ノ他適當ナル區域ヲ單位ニ地代家賃調整協議會ヲ開催シ趣旨

物價要覽

及内容ノ普及徹底ニ努ムルコト

三 本統制ノ運用ノ圓滑ヲ期シ竝ニ時局下ニ於ケル貸家經營ノ適正合理化ヲ圖ル爲ニハ貸主ノ組合ヲ組織セシムルコトハ極メテ緊要ノコトニ屬スルヲ以テ本年七月二日厚生省發社第一〇八號通牒ニ基キ貸家組合ノ結成ニ引續キ盡力セラレタキコト

四 別途通牒ノ地代家賃統制令施行細則ノ準則ヲ參考トシテ必要アラバ至急適當ニ道府縣令施行細則ヲ制定シ之ヲ當局ニ報告スルコト

五 爾今別記様式ニ依リ毎月ノ地代家賃統制令施行狀況報告ヲ作成シ前月分ヲ毎月十五日迄ニ當局ニ報告スルコト(第一回分ノ報告八十、十一兩月分ヲ一括シテ十二月十五日迄ニ行フコト)

六 其ノ他昭和十四年十月十八日厚生省發社第一二二號通牒(一)ノ一乃至四、八及(二)ノ事項ニ依ルコト

別記様式

地代家賃統制令施行狀況報告(月分)										(道)(府)(縣)			
統制令第三條第二項ノ届出										地代	家賃	計	
可許ノ項一第條四第令制規										地代	家賃	計	
第一項ノ許可										申請件數	處理件數	計	
統制令第七條										前月ヨリ繰越本月受理	計	許可却下	計
第八條										申請件數	處理件數	計	
統制令第八條										前月ヨリ繰越本月受理	計	認可却下	計
第九條										申請件數	處理件數	計	
第十條										申請件數	處理件數	計	
第十一條										申請件數	處理件數	計	
第十二條										申請件數	處理件數	計	
第十三條										申請件數	處理件數	計	
第十四條										申請件數	處理件數	計	
第十五條										申請件數	處理件數	計	
第十六條										申請件數	處理件數	計	
第十七條										申請件數	處理件數	計	
第十八條										申請件數	處理件數	計	
第十九條										申請件數	處理件數	計	
第二十條										申請件數	處理件數	計	
第二十一條										申請件數	處理件數	計	
第二十二條										申請件數	處理件數	計	
第二十三條										申請件數	處理件數	計	
第二十四條										申請件數	處理件數	計	
第二十五條										申請件數	處理件數	計	
第二十六條										申請件數	處理件數	計	
第二十七條										申請件數	處理件數	計	
第二十八條										申請件數	處理件數	計	
第二十九條										申請件數	處理件數	計	
第三十條										申請件數	處理件數	計	
第三十一條										申請件數	處理件數	計	
第三十二條										申請件數	處理件數	計	
第三十三條										申請件數	處理件數	計	
第三十四條										申請件數	處理件數	計	
第三十五條										申請件數	處理件數	計	
第三十六條										申請件數	處理件數	計	
第三十七條										申請件數	處理件數	計	
第三十八條										申請件數	處理件數	計	
第三十九條										申請件數	處理件數	計	
第四十條										申請件數	處理件數	計	
第四十一條										申請件數	處理件數	計	
第四十二條										申請件數	處理件數	計	
第四十三條										申請件數	處理件數	計	
第四十四條										申請件數	處理件數	計	
第四十五條										申請件數	處理件數	計	
第四十六條										申請件數	處理件數	計	
第四十七條										申請件數	處理件數	計	
第四十八條										申請件數	處理件數	計	
第四十九條										申請件數	處理件數	計	
第五十條										申請件數	處理件數	計	
第五十一條										申請件數	處理件數	計	
第五十二條										申請件數	處理件數	計	
第五十三條										申請件數	處理件數	計	
第五十四條										申請件數	處理件數	計	
第五十五條										申請件數	處理件數	計	
第五十六條										申請件數	處理件數	計	
第五十七條										申請件數	處理件數	計	
第五十八條										申請件數	處理件數	計	
第五十九條										申請件數	處理件數	計	
第六十條										申請件數	處理件數	計	
第六十一條										申請件數	處理件數	計	
第六十二條										申請件數	處理件數	計	
第六十三條										申請件數	處理件數	計	
第六十四條										申請件數	處理件數	計	
第六十五條										申請件數	處理件數	計	
第六十六條										申請件數	處理件數	計	
第六十七條										申請件數	處理件數	計	
第六十八條										申請件數	處理件數	計	
第六十九條										申請件數	處理件數	計	
第七十條										申請件數	處理件數	計	
第七十一條										申請件數	處理件數	計	
第七十二條										申請件數	處理件數	計	
第七十三條										申請件數	處理件數	計	
第七十四條										申請件數	處理件數	計	
第七十五條										申請件數	處理件數	計	
第七十六條										申請件數	處理件數	計	
第七十七條										申請件數	處理件數	計	
第七十八條										申請件數	處理件數	計	
第七十九條										申請件數	處理件數	計	
第八十條										申請件數	處理件數	計	
第八十一條										申請件數	處理件數	計	
第八十二條										申請件數	處理件數	計	
第八十三條										申請件數	處理件數	計	
第八十四條										申請件數	處理件數	計	
第八十五條										申請件數	處理件數	計	
第八十六條										申請件數	處理件數	計	
第八十七條										申請件數	處理件數	計	
第八十八條										申請件數	處理件數	計	
第八十九條										申請件數	處理件數	計	
第九十條										申請件數	處理件數	計	
第九十一條										申請件數	處理件數	計	
第九十二條										申請件數	處理件數	計	
第九十三條										申請件數	處理件數	計	
第九十四條										申請件數	處理件數	計	
第九十五條										申請件數	處理件數	計	
第九十六條										申請件數	處理件數	計	
第九十七條										申請件數	處理件數	計	
第九十八條										申請件數	處理件數	計	
第九十九條										申請件數	處理件數	計	
第一百條										申請件數	處理件數	計	

物價要覽

地代家賃適正標準ニ關スル件(昭和十五年九月十四日一五物第一八六五號 厚生次官宛 物價局長官收檢)

標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通價格形成中央委員會會長臨時代理ヨリ答申有之タルガ本件ニ關シテハ貴省ノ所管ニ屬スルモノナルヲ以テ可然御取計相成度此段及依頼候也

別紙寫

價格形成中央委員會答申ノ件(昭和十五年九月三日一五價形中第二九號 商工大臣臨時代理 河田烈)

昭和十五年九月二日開催ノ第十四回部長會議第十六回一般部會聯合協議會ニ於テ地代家賃專門委員會ノ答申ニ基キ慎重審議ヲ遂ゲ別紙ノ通決定致候條此段及答申候也

別紙

地代家賃適正標準

第一 新ニ定メラルル地代及家賃

(一) 新ニ定メラルル地代(年分)ハ土地資本ノ年百分ノ四・二ニ相當スル金額ヲ以テ標準トス但シ地方ノ實情ニ依リ土地資本ノ年百分ノ三乃至百分ノ六ノ範圍内ニ於テ之ニ代ルベキ率ヲ定

ムルコトヲ得ルモノトス

(備考)

- (1) 本標準ハ左ノ條件ヲ前提トスルモノトス
  - (イ) 地代ハ後拂、敷金ハ之ヲ徵收セザルコト
  - (ロ) 借地期間ハ三十年
  - (ハ) 地租及同附加税ハ貸主ノ負擔
- (2) 土地資本

土地資本ハ昭和十三年八月四日ニ於ケル適正妥當ノ評價額ニ依ルモノトス但シ同日以後其ノ土地ニ付左ノ事情アリタル場合ハ評價シタル土地資本ヲ左ノ各號ニ掲グル所ニ依リ増減スルモノトス

(イ) 貸主ニ於テ土地ニ付改良工事ヲ施行シタルトキハ其ノ改良ノ限度ニ於テ之ニ要シタル費用ヲ土地資本ニ増加シ得ルモノトス

(ロ) 土地ニ付貸主ニ受益者負擔金ノ賦課アリタルトキハ其ノ實納額ヲ土地資本ニ増加シ得ルモノトス  
(ハ) 貸主ニ於テ借地權利金ヲ徵收シタル場合ニ於テハ其ノ額ヲ土地資本ヨリ減ズルモノトス

(注意) 評價ニ當リテハ左ノ事項ヲ參酌スルモノトス

一、其ノ土地ノ位置、環境、地形、地盤、用途及利用狀況

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

- 二、賃貸價格、附近類地ノ賣買價格
  - 三、借地期間、地代ノ沿革、借地權價格
  - 四、元買入價格、土地區劃整理ノ換地評定價格
- 公有水面埋立法ノ免許ヲ受ケテ造成シタル土地ニ付テハ免許料、補償費、工事費、設計及工事監督費並ニ工事中ノ資本金子及登録稅、不動産取得稅及同附加稅ノ合計額
- (3) 宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ用途ヲ轉換シタル場合又ハ借地上ノ非堅固建物ヲ堅固建物ニ改メタル場合等ニ於テハ本標準ニ依ル地代ヲ相當増額スルコトヲ得ルモノトス
  - (4) (1)ノ條件ニ依ラザル借地ニ付テハ本標準ニ依ル地代ヲ相當増減スルモノトス
- (二) 新ニ定メラルル家賃(月分)ハ左ノ各號ノ金額ヲ合算シタルモノヲ以テ標準トス
- (1) 地代又ハ地代相當額(月割額)
  - (2) 火災保險料(月割額)
  - (3) 建物資本ニ別表(イ)ニ定ムル率ヲ乘ジテ得ベキ金額
- 但シ地方ノ實情ニ依リ別表(イ)附表ニ定ムル率ノ範圍内ニ於テ之ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得
- (4) 供益費(下宿屋、共同住宅又ハビルディング)

(備考)

- (1) 地代相當額ハ地代適正標準ニ依ルモノトス
- (2) 火災保險料ハ適正契約保險料又ハ其ノ相當額トス
- (3) 建物資本トハ主體建築費並ニ附屬設備費及造作費ノ合計額ヲ謂フモノトス
  - (イ) 主體建築費ハ主體工事費並ニ設計及工事監督費、工事中ノ地代、資本金子並ニ登録稅、不動産取得稅及同附加稅ヲ含ム金額、附屬設備費ハ電氣、瓦斯、水道、門、塀、物置、植樹、庭園其ノ他建物ノ使用上必要ナル設備ノ費用(ビルディング等ニ在テハ共同冷暖房設備、昇降機設備ヲモ含ム)、造作費ハ塹、建具等ノ普通ノ造作ノ備付ニ要スル費用トス
  - (ロ) 貸主ガ借家ニ付權利金ヲ取得セルトキハ建物資本ヨリ之ヲ控除スルモノトス但シ純然タル暖廉代(營業權代)ノ性質ヲ有スル權利金ハ此ノ限ニ在ラズ
- (4) 構造ノ異リタル部分ヨリ成ル建物ニ付テハ各別ノ構造部分ニ付本標準ニ依リ算出セラルル家賃ノ合計額ヲ以テ賃料ヲ定ムルモノトス但シ利用上又ハ構造上分離シ難キモノハ建物ノ主タル部分ノ構造ニ依テ家賃ヲ定ムルコトヲ得ルモノトス
- (5) 建物ノ一部ヲ賃貸スルモノハ本標準ニ依リ算出セラルル家賃ヨリ其ノ非賃貸面積ニ相當スル分ヲ減額シテ家賃ヲ定ムルモノトス
- (6) 供益費ニ付テハ概ネ別表(ロ)ヲ標準トスルモノトス

物價要覽

- (7) 借地権價格アルトキ又ハ受益者負擔金ヲ支拂タルトキハ其ノ額ニ對シ年百分ノ四・五(地方ノ實情ニ依リテハ百分ノ三乃至百分ノ六)ニ當ル金額ノ月割額ヲ本標準ニ依リ算出セラルル家賃ニ加算スルコトヲ得ルモノトス但シ借地権價格ノ全部又ハ一部ヲ借家權利金トシテ回收シタルトキハ其ノ額ヲ控除ス
- (8) 別表(イ)備考ニ記載スル條件ニ依ラザル借家ニ付テハ本標準ニ依ル家賃ヲ相當増減スルモノトス

第二 既ニ存スル地代及家賃

既ニ存スル地代及家賃ハ原則トシテ之ヲ据置クモノトス但シ著シク低額ナリト認メラルモノハ申請ニ依リ適當ニ増額許可スルコトヲ得ルモノトシ著シク高額ナリト認メラルモノハ適當ニ減額ヲ命ズルモノトス

(一) 地代ノ増額ヲ許可シ又ハ減額ヲ命ズル場合ニ於テハ當該土地ノ位置、環境、地形、地盤、用途、利用狀況、地代ノ沿革、借地期間、賃貸條件、水害豫防組合費等ノ事情ヲ考慮スルモノトス

(二) 家賃ノ増額ヲ許可シ又ハ減額ヲ命ズル場合ニ於テハ當該建物ノ敷地ノ位置、敷地ト建物トノ適應性、建物ノ用途、建築ノ巧拙、維持保存ノ良否、保健衛生上ノ適否、賃料ノ沿革、植樹庭園、建物ノ經過年數、賃貸條件等ノ事情ヲ考慮スルモノトス

(三) 増額ノ許可又ハ減額ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ可成現在ノ地代又ハ家賃ノ急激ナル増減ヲ避クル方針ノ下ニ之ヲ行フモノトス

第三 地代家賃ノ修正

(一) 左ノ場合ニ於テハ地代又ハ家賃ノ増額ヲ許可シ得ルモノトス

(1) 貸主ニ於テ借地ニ付改良工事ヲ施行シ又ハ借家ニ付増築若ハ改築(模様替ヲ含ム)ヲ爲シタルトキ

(2) 貸主ガ受益者負擔金又ハ借地權利金ヲ徴收セラレタルトキ

(3) 地租、同附加税又ハ家屋税、同附加税ノ増課ニ因リ地代又ハ家賃ノ増額ヲ要スルモノト認メラルル事情アルトキ

(4) 地代ノ増額ヲ要スルモノト認メラルル事情アルトキ

(5) 借地上ノ非堅固建物ヲ堅固建物ニ改メタルトキ

(6) 供益費ノ増嵩シタルトキ

(7) 借主ニ有利ニ借地又ハ借家ノ條件ヲ變更シタルトキ

(二) 左ノ場合ニ於テハ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルモノトス

物價要覽

- (1) 貸主が借主ヨリ借地又ハ借家権利金ヲ徴收シタル場合ニ於テ地代又ハ家賃ノ減額ヲ要スルモノト認メラルル事情アルトキ
- (2) 地租、同附加税又ハ家屋税、同附加税ノ輕減ニ因リ地代又ハ家賃ノ減額ヲ要スルモノト認メラルルトキ
- (3) 地代ノ減額ニ因リ家賃ノ減額ヲ要スルモノト認メラルル事情アルトキ
- (4) 借主ニ不利ニ借地又ハ借家ノ條件ヲ變更シタルトキ
- (三) (一)又ハ(二)ニ依リ地代又ハ家賃ノ増額ヲ許可シ又ハ減額ヲ命ズル場合モ亦第二各項ノ方針ニ依リ之ヲ行フモノトス

附帶決議

- 一、本邦從來ノ美風タル土地、建物ノ貸主、借主間ノ親睦關係ヲ強調シ時局下苟モ相互對立摩擦ノ弊ヲ生ズルコトナカラシムル如ク指導スルコト
- 二、貸地貸家ノ供給ニ關シ適切ナル措置ヲ講ジ現下緊要ナル方面ニ於ケル此等ノ需要ニ對シ不足ナカラシムルコト特ニ建築用資材ノ數量ノ確保並ニ其ノ價格ノ抑制ニ付適切ナル措置ヲ講ジ低廉ナル貸家ノ供給ヲ圖ルコト

- 三、貸主ニ對シ本標準設定ノ趣旨並ニ之ガ運用ノ方針ヲ了解セシムル措置ヲ講ズルコト  
特ニ本案運用ノ圓滑並ニ貸主相互ノ連絡、關係法令ノ普及徹底、貸地、貸家ノ經費ノ合理化等ヲ圖ル爲貸主ノ組合組織ヲ獎勵スルコト
- 四、火災保険料ノ低減ニ付考究スルコト

家賃適正標準乘率表 (百分率)

構造別	普通	建物	下宿屋、共同住宅及ビルディング
木造(木骨造、鐵網モルタル塗其ノ他ノ木骨造塗家ヲ含ム)	煉瓦造、石造、コンクリート造及土藏造	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造、鐵骨煉瓦造及鐵骨煉瓦造(鐵骨煉瓦造ヲ含ム)	木造(木骨造、鐵網モルタル塗其ノ他ノ木骨造塗家ヲ含ム)
主體建築費	一・一四	〇・九五	一・四六
附屬設備費及造作費	一・五五	一・三二	一・二七
			二・一四
			一・六五
			一・三五

(備考)

右表ハ次ノ條件ノ下ニ定メラレタルモノトス

第三篇 基本法令並關係通牒



物價要覽

- (1) 建物ヲ店舗、工場等ノ用途ニ供スル爲ノ特別ノ施設(飾窓、機械設備、動力設備等)ニ要スル費用ハ借主ノ負擔トス
- (2) 修繕費ハ貸主ノ負擔トス、但シ普通建物ニ在リテハ障子張替、ガラス箆替ノ費用ハ借主ノ負擔トス  
普通建物ニ在リテハ電氣、瓦斯、水道ノ使用料其ノ他借家ノ使用上必要ナル費用ハ凡テ之ヲ借主ノ負擔トス
- (3) 家賃ハ後拂權利金ハ徵收セズ、敷金ハ若シ之ヲ徵收スル場合ハ家賃ノ三ヶ月分以内トス
- (4) 家屋稅及同附加稅ハ貸主ノ負擔トス

別表 (イ) 附表

乘率表 (百分率)

構造別	普通建物		下宿屋、共同住宅及ビルディング	
	最高	最低	最高	最低
木造(木骨造、鐵網モルタル、塗其ノ他ノ木骨造塗家ヲ含ム)	一・五〇	〇・七〇	二・〇〇	〇・八〇
煉瓦造、石造、コンクリート造及土藏造	一・一〇	〇・六〇	一・三〇	〇・七〇
鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨煉瓦造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム)	〇・五九	〇・五〇	一・〇五	〇・六〇
木造(木骨造、鐵網モルタル、塗其ノ他ノ木骨造塗家ヲ含ム)	二・〇〇	〇・八〇	一・〇五	〇・六〇
煉瓦造、石造、コンクリート造及土藏造	一・三〇	〇・七〇	一・〇五	〇・六〇
鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵骨煉瓦造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム)	一・〇五	〇・六〇	一・〇五	〇・六〇
主體最高	一・五〇	〇・七〇	二・〇〇	〇・八〇
建築費最高	〇・七〇	〇・六〇	一・〇五	〇・六〇
附設費最高	二・二〇	一・六〇	三・〇〇	二・四〇
造作費最低	〇・九五	〇・九〇	一・二〇	〇・八〇

別表 (ロ)

標準供益費 (月分) 表

種別	單位	一室六疊未満	一室六疊以上	有效坪當
下宿屋共同住宅	(二室ノ居住人員三人ヲ超ユルトキ) (ハ) 一人ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ	(一室ノ居住人員二人ヲ超ユルトキ) (キ) 一人ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ	(二室五〇錢) (一室ノ居住人員二人ヲ超ユルトキ) (キ) 一人ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ	三圓
ビルディング				

(備考)

- (一) 下宿屋及共同住宅  
下宿屋及共同住宅ノ標準供益費額ハ次ノ條件ノ下ニ定メラレタルモノトス
- (イ) 廊下、階段、便所、洗濯所、洗面所等共同ノ使用ニ供セラルル部分ニ屬スル電氣、瓦斯、水道ノ料  
金、電氣、瓦斯、水道ノメーター損料、電球代、掃除費(塵芥處置料及箒、雑布、バケツ等、用具ノ代金ヲ含ム)、衛生費(衛生組合費、汲取料、痰壺用品、便所藥劑費等)及防空防火費ハ之ヲ貸主ノ負擔トス
- (ロ) 室内用電氣、瓦斯、水道ノ料、金電氣、瓦斯、水道メーター損料、電球代、燃料代、防空設備及室ノ掃除ハ之ヲ借主ノ負擔トス
- (ハ) 一室ノ居住人員ハ二人以内トス

第三篇 基本法令並關係通牒

物價要覽

(二) ビルディング

ビルディングノ標準供益費額ハ次ノ條件ノ下ニ定メラレタルモノトス  
各室及共同ニ使用セラルル部分ニ屬スル總テノ電氣、瓦斯、水道ノ料金、電氣、瓦斯、水道ノメーター損  
料、電球代、換氣費、共同冷煖房ノ費用、掃除費、衛生費、昇降機費、防空防火費ハ之ヲ貸主ノ負擔トス  
(註) 有效坪トハ建物ノ賃貸ニ供シ得ル面積ニシテ建物ノ管理事務ヲ行フ爲必要ナル部分ヲ除キタルモノヲ  
謂フ

地代家賃統制令施行細則及同準則ニ關スル件(昭和十五年十月十四日社發第三二一號)  
(各地方長官宛厚生省社會局長通牒)

近日昭和十四年勅令第七百四號地代家賃統制令及同施行規則ニ代ルベキ地代家賃統制令及同施行規  
則公布相成候處之ガ施行細則制定ニ關スル參考トシテ別紙及送付候條適當ニ御斟酌ノ上必要アラバ  
至急施行細則ヲ制定相成度

地代家賃統制令施行細則 (參考案)

第一條 昭和十五年勅令第 號地代家賃統制令(以下令ト稱ス)第三條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ  
當該借地又ハ借家ノ所在地ヲ管轄スル〇〇〇〇ヲ經由スベシ

第二條 令第四條第一項及第七條第一項ノ許可ノ申請ハ前條ニ規定スル〇〇〇〇ヲ經由スベシ

第三條 貸主令第六條ノ規定ニ依ル減額ノ命令ニ依リ減額ヲ爲シタルトキハ其ノ旨遲滯ナク(知事)  
ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依ル報告ハ第一條ニ規定スル〇〇〇〇ヲ經由スベシ

第四條 令第八條ノ認可ノ申請ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ事務所所在地ヲ管轄スル〇〇〇〇ヲ經  
由スベシ

第五條 〇〇〇〇ハ第二條又ハ前條ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ノ申請ノ進達ニハ意見ヲ附スベシ

第六條 第二條、第三條及前條ノ規定ハ令第十三條ニ掲グル地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條  
件ニ關スルモノニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年(道府)縣令第 號地代家賃統制令施行細則ハ之ヲ廢止ス

第四篇  
關係資料

(一) 奢侈品等製造販賣制限規則ニ依ル指定物品調

(一)、奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品

昭和十五年七月六日

○繪羽其ノ他ノ纖維製品、指輪其ノ他ノ裝飾品、寶石類、銀製品ノ一部  
及象牙類

昭和十六年四月十八日

○中間鋼製自動車用重板發條

昭和十七年一月八日

○銑鐵鑄物製品タル

(1) 耳附羽釜、(2) 鍋、(3) 風呂釜、(4) 焚口、(5) 釜輪、(6) 焚口用耳附角網、  
(7) 木炭用アイロン、(8) 角丸型炬燵落、(9) 王冠栓抜ニシテ  
昭和十六年九月商工省告示第四百七十六號ニ掲ゲタル品種及規格以外  
ノモノ

昭和十七年三月六日

○謄寫版ニシテ昭和十六年七月商工省告示第五百七十二號ニ掲ゲタル品  
種及規格以外ノモノ

物價要覽

○瓦斯アイロンニシテ昭和十六年七月商工省告示第五百九十六號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

○鑄鐵ストーブニシテ昭和十七年一月商工省告示第一號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

昭和十七年四月十一日  
○家庭用品タル珽瑯鐵器ニシテ昭和十六年三月商工省告示第百九十七號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

昭和十七年六月十二日  
○家庭用金物タル鋼板製品、線材製品、平板製品、鋳力製品及亞鉛メツ

キー製品ニシテ昭和十六年四月商工省告示第三百五十五號及同年五月商工省告示第四百三十一號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

昭和十七年七月九日  
○井戸ポンプ及中繼シリリングニシテ昭和十六年九月商工省告示第八百五號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

○小型腕用消防ポンプ及小型手輓消防ガソリンポンプニシテ昭和十七年三月商工省告示第二百八十三號ニ掲ゲタル規格以外ノモノ

○アルミニウム及アルマイト製器物ニシテ昭和十七年七月商工省告示第

七百七十九號ニ掲ゲタル品種及規格以外ノモノ

(二)、奢侈品等製造販賣制限規則第四條ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品

昭和十六年一月三十日 (指定年月日)

昭和十六年三月廿七日 (實施年月日)

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ昭和十五年十二月商工省告示第八百九十二號ヲ以テ額ノ指定アリタル物品中一、調劑用天秤、二、上皿天秤、三、調劑用天秤及上皿天秤用分銅、四、休附臺秤、五、休無臺秤、六、小型臺秤、七、上皿秤秤、八、増錘、九、金屬秤秤(箱入)、一〇、骨製秤秤(箱入)、一一、檜製秤秤(鈎附)、一二、檜製秤秤(皿附)、一三、臺秤型自動秤、一四、上皿秤型自動秤、一五、上皿型自動秤(スプリング式萬物掛)、一六、平面型自動秤、一七、スプリング式鈎秤、一八、手秤、一九、鹽掛、二〇、チーズ掛

昭和十六年八月廿六日 (指定年月日)

昭和十七年四月十八日 (實施年月日)

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ昭和十六年四月商工省告示第三百二十八號ヲ以テ額ノ指定ア

リタル掛時計  
物價要覽

(一) 禁止的最高販賣價格ノ指定セラレタル主ナル規格外品調

品名	値下率 %	告示年月日	告示番號
革靴	六五	二五、八、三	四六三
提燈	三〇	二七、二、九	一八〇
薰物及線香	五〇	二六、五、八	四〇九
板紙	三二	二五、四、八	一四九
和傘	六〇	二七、五、二五	五六〇
布靴	四〇	" " 七	八六九
地下足袋	六〇	" " 九	八三九
ゴム靴	四〇	二六、九、四	八五四

品名	値下率 %	告示年月日	告示番號
毛織物	一〇	二六、三、二	二〇〇
梳織物	一〇	" 六、三	五三三
更生糸織物	一〇	" 一〇、二	九二一
足袋	二〇	二七、三、一	一三三七
硬質陶器製飲食物器	五〇	二五、二、三	七二二
磁器製電氣用品	五〇	" 二、八	八四二
衛生陶器	五〇	二六、三、三	二三八
陶磁器製飲食物器	三〇	" 二、七	一〇六七

品名	値下率 %	告示年月日	告示番號
陶磁器製タイル	五〇	二六、二、二	一一三
耐酸瓶	五〇	二七、一、二六	六九
陶磁器製火鉢	五〇	" 五、八	五二三
陶磁器製容器	五〇	" " "	五二四
陶磁器製雜品	三〇	" " "	五二五
陶磁器製産業用品	五〇	" " "	五三〇
陶磁器製理化學醫療用品	三〇	" " "	五二九
陶磁器製焜爐及同附屬品	五〇	二七、七、七	八一四
漆器	五〇	二五、三、八	八四四
特殊漆器	五〇	二七、一、九	九八
曲木家具類	三〇	二六、四、六	三一六
事務用立机 (木地ヲ含ム)	三〇	" " "	二〇三
事務用廻轉椅子 (木地ヲ含ム)	三〇	三、二、三	二〇三

品名	値下率 %	告示年月日	告示番號
椅子類 (木地ヲ含ム)	三〇	二六、五、二	四四一
書籍戸棚 (木地ヲ含ム)	三〇	" 七、三	六三六
洋箆類及卓子 (木地ヲ含ム)	三〇	" " "	一一二
折疊食卓	五〇	二、二、一〇	一〇五五
炊事家具	五〇	" 二、二、一〇	一一二
桐箆筒及長持	三〇	二七、一、八	六
シヤトツル	五〇	" 二、三	一一二
下駄箱	三〇	" 二、七	一七三
本箱、組立本箱、積重式書架、机、衝立、帽子掛及寢臺	三〇	" 三、六	二五五
茶箆筒、火鉢脇置	三〇	" 四、三〇	四四一
床帳場机及縁起	三〇	" " "	四四一
塗箆筒、塗長掛	三〇	四、二、八	四七二
雜木箆筒	三〇	" 五、四	五五八
鏡臺、針箱、櫛箱及曇臺	五〇	" 五、二、九	五七九

第四篇 關係資料

衣裳入籠、文庫書類入籠、整理籠、紙入籠、新聞入籠、二段タオル入及傘立	五〇	二七、六、八	六六五
杞柳製品	五〇	六、九	六七〇
座卓子、火鉢、火鉢外箱及衣桁	三〇	九、三	九四六
溶接機	四〇	六、一	六四〇
シヤベルスコツプ	二〇	五、九	五七〇
引拔鋼材	五〇	一、三	五三
毛織物	五	二五、二、四	七七九

毛莫大小製品	五	"	"	七八一
炭素質電極	五〇	二七、七、六	七四九	
廣巾絹織物	五〇	二五、三、五	七九〇	
絹摺糸	二〇	二七、三、三	二二〇	
指定生産絹織物	一〇	二七、八、八	八五七	
絹織物	五〇	八、四	八一	
革調帶	五〇	五、三〇	五八五	

(三) 査定制實施主要物品調 (二七・九)

検査物品名	検査團體名
メリヤス製品全般	道府縣纖維品査定委員會
絹織物	"
毛織物	"
人絹織物(後染物)	"
麻織物	"
和洋装既製服	"
布帛製品	"
肩掛、首卷	"
風呂敷、半襟	"
足袋、ネクタイ	"
タオル製品、寢具、蚊帳	"
中古和洋製品等	"

第四篇 關係資料

検査物品名	検査團體名
鉛筆	日本輸出鉛筆工業組合聯合會
靴タリム	日本靴塗料聯合會
陶器	日本陶磁器工業組合聯合會
玩具	全日本小物玩具卸商聯合會
漆器	日本漆器組合聯合會
書道用品	日本筆墨硯生産聯盟
棕栢表	日本棕栢葉製履物統制協會
竹皮表	日本竹皮製履物統制協會
繪具	全日本畫用繪具工業組合聯合會
ブツクロス	大日本クロス工業組合
樂器	全國樂器業組合聯合會
硯箱	静岡文具工業組合

物價要覽

靴類	日本靴業商工組合聯合會
故マニラ麻	日本古マニラ麻統制株式會社
印紙	全國印肉製造業組合聯合會
和紙	大日本製紙原料商業組合
運動具	全日本運動用品統制協會
帽子	全日本帽子統制聯盟
籐製履物表	銚子籐製品工業組合
苑裡パナマ	苑裡パナマ表協會
薰物及線香	大日本薰物線香製造組合聯合會
和傘	日本和傘工業組合聯合會
眼鏡	大日本眼鏡レンズ工業聯合會
チヨツキ	日本屑毛皮加工事業統制聯合會
擬革	日本擬革工業組合
布	日本護謄工業組合聯合會
實用草履	日本實用草履生產加工組合
喫煙具	日本喫煙用具商工協會聯合會
袋物	日本袋物統制聯盟
燒石膏	日本燒石膏工業組合
炊事家具	全國炊事家具商工聯盟
テツクス	テツクス生産同業會
弓道具	日本弓具統制協會
シャツトル	日本シャツトル工業組合
シヤットル	日本絹人絹シャツトル工業組合
油製擬革	大阪油製擬革工業組合
武道具	全國劍道具柔道衣工業組合聯合會
下駄箱	日本和家具商工聯盟
盆提燈	全國盆提燈統制聯盟

遮光幕	日本短纖維工業者組合聯合會
革手袋	日本工業革手袋統制株式會社
洋傘	日本洋傘卸商業組合聯合會
靴筒	日本靴工業組合聯合會
筆筒	日本筆筒聯盟
洋家具	全國洋家具商工聯盟
鏡臺針箱類	日本鏡臺針箱組合聯合會
籠類	全日本竹製品商工組合統制聯盟
○查定制ナキモ公定價格設定上他ノ團體規格ヲ利用シタルモノ	
電線	日本電氣工藝委員會、逓信省、鐵道省、主要會社
電氣計測器	日本電氣工藝委員會
アルカリ鑛山燈	鑛山統制會
ヒユーズ	逓信省、東邦電力、東京電燈
亞鉛板	臨時日本標準規格
鑛車及炭車	"
白色減磨合金	"
電話交換機	逓信省
ブラダ	"
眞空管	日本放送協會認定
坑内用安全燈	臨時日本標準規格
亞鉛滓再生亞鉛等	日本金屬配給統制株式會社
故銅故鉛等	日本故銅統制株式會社
アルミニウム板	臨時日本標準規格
アルミニウム屑	帝國輕金屬配給統制株式會社
マグネシウム屑	"

第四篇 關係資料



物價要覽

工具旋盤	臨時日本標準規格
蒸氣機關車	鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、滿鐵
鐵塔	日本電氣工業委員會
螺錐	日本標準規格
熔接棒	臨時日本標準規格
接續鉛管	東京電燈
列車點燈用蓄電池	鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、滿鐵
電氣配線器具	逓信省、日本電氣工藝委員會
リーマ	日本標準規格
鐵木捻子	"
六角ボルト・ナット、黒皮鋼製	"
小ねぢ	"
水壓鐵管	"
軸受	國際規格
研磨材	日本標準規格
顯微鏡	大日本光學工業協會
押ねぢ	日本標準規格
軌條用ボルト・ナット	"
貨物自動車本體	商工省、內務省、陸軍省、鐵道省通牒
普通壓延鋼材	日本標準規格
可鍛鑄鐵	"
濕式亞鉛鍍金	"
鋼製ボルト・ナット	"
電氣通信用ブラグ	逓信局
訓練用滑空機	航空局
鑛山アセチレン燈第一號型	日本金屬鑛業聯合會仕様
柱上變壓器	臨時日本標準規格、電氣協會臨時規格、日本電氣工藝委員會
鍛鋼品	日本標準規格

(四) プール制實施主要物資及調整機關調

客車	鐵道省、臺灣總督府交通局、朝鮮總督府鐵道局、滿鐵、華北交通
電車	鐵道省
貨車	鐵道省、臺灣總督府交通局、樺太廳、華中鐵道
初級用滑空機組立部分品	航空局
乘用三輪車及リヤカー	日本自轉車工聯
手回タツプ	日本標準規格
丸ガイ	日本標準規格、海軍中央統制購買規格
鐵管繼手	日本標準規格
船燈及船燈用硝子	逓信省
一號合金接點	"
亞鉛鐵板	亞鉛鐵板統制株式會社
電氣車、集魚燈、船舶、無線用蓄電池	臨時日本標準規格

物資名	配給調整機關
普通銑	鐵鋼原料統制株式會社
マンガン鑛	帝國滿鐵株式會社
ニッケル鑛	日本ニッケル統制組合
物資名	配給調整機關
銅	日本金屬配給株式會社
鉛	
亞鉛	

第四篇 關係資料

物價要覽

錫	アンチモン	水銀	アルミニウム	螢石	故銅	石炭	石油	生漆	五倍子	ダンマル・ゴム	コバル・ゴム	磷礦石及磷灰石	肥料	皮革
			帝國輕金屬株式會社	日本螢石統制株式會社	日本故銅統制株式會社	日本石炭株式會社	石油共販株式會社	東亞漆統制株式會社	日本五倍子統制株式會社	日本コバル、ダマル輸入協會	大日本磷礦株式會社	大日本肥料株式會社	日本原皮株式會社	
生ゴム	鹽化カリ	木材	ソード・灰	苛性ソーダ	液體鹽素	鹽酸	晒粉	セメント	カーバイト	アセトン、ブタン	ヒマシ油其ノ他植物油脂及其ノ原料	キニール	キナ	皮
日本護謨輸入組合	日本カリ鹽販賣株式會社	日本木材株式會社			曹達工業藥品配給株式會社			日本セメント共販株式會社	カーバイト共販株式會社	日本熔劑共販株式會社	帝國油糧統制株式會社			

(五) 中央物價委員會總會開催一覽表

回別	開催年月日	審議決定事項
第一回	昭和十三年四月二十五日	一、中央物價委員會議事規則ノ件 一、中央物價委員會ニ對スル諮問事項ノ審議
第二回	同 五月五日	中央物價委員會審議事項及審議方法(第一、第二ノ特別委員會設置)
第三回	同 五月二十七日	一、運輸ノ改善ノ件

第四篇 關係資料

サントニン	カフエイン	ヨロド	乳糖	其他
日本醫藥品生産統制株式會社				

亞麻	苧麻	大麻	セラック	マニラ麻
日本原麻株式會社			セラック輸入同業會	日本マニラ麻綱株式會社

第四回

昭和十三年六月二十三日

第五回

同 七月一日

- 一、物價ノ現状ニ鑑ミ差當リ特ニ對策ヲ必要トスル物品及差當リ設置ヲ必要トスル物資別專門委員會ノ設定ノ件
- 二、公定價格基準價格等ノ決定並ニ其ノ實施ニ關スル方針ノ件
- 一、物價ノ監視取締ニ關スル方針ノ件
- 二、一般消費調整ノ件
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品、麻製品
- 一、食料品物價專門委員會答申
- 米材、皮革製品
- 二、政府消費ノ調整ノ件
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品
- 一、食料品物價專門委員會答申
- 肉類
- 一、化學工業品物價專門委員會答申

第六回

昭和十三年七月十五日

第七回

同 七月二十三日

- 工業藥品、ゴム製品
- 一、供給ノ確保ノ件
- 一、配給ノ改善ノ件
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品、毛製品
- 一、雜品物價專門委員會答申
- 南洋材
- 一、化學工業品物價專門委員會答申
- 工業藥品、ゴム製品
- 一、家賃交通費等物價專門委員會答申
- 一、金屬品物價專門委員會答申
- アルミニウム、アルマイト製品
- 一、國民精神總動員運動トノ聯繫ノ件
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品
- 一、食料品物價專門委員會答申
- 水
- 一、燃料物價專門委員會答申

物價要覽

第八回 昭和十三年八月四日

- 一、石炭(家庭用塊炭、浴場用粉炭)
- 一、運輸專門委員會答申
- 海上運賃
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品
- 一、化學工業品物價專門委員會答申
- 古ゴム、再生ゴム
- 一、家賃、交通費等物價專門委員會答申
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品、麻製品
- 一、食料品物價專門委員會答申
- 鶏卵
- 一、燃料物價專門委員會答申
- 木炭
- 一、運輸專門委員會答申
- 貨物自動車運賃
- 一、纖維品物價專門委員會答申

第九回 同 八月十八日

第十回 同 八月三十一日

- 一、運輸專門委員會答申
- 貨物自動車運賃
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品、毛製品
- 一、雜品物價專門委員會答申
- 洋紙
- 一、食料品物價專門委員會答申
- 水
- 一、化學工業品物價專門委員會答申
- ゴム製品
- 一、金屬品物價專門委員會答申
- 琺瑯鐵器
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品
- 一、雜品物價專門委員會答申
- 和紙
- 一、燃料物價專門委員會答申
- 煉炭
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品
- 一、食料品物價專門委員會答申

第十一回 昭和十三年九月十二日

第十二回 同 九月二十九日

- 一、綿製品、毛製品
- 一、雜品物價專門委員會答申
- 洋紙
- 一、食料品物價專門委員會答申
- 水
- 一、化學工業品物價專門委員會答申
- ゴム製品
- 一、金屬品物價專門委員會答申
- 琺瑯鐵器
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品
- 一、雜品物價專門委員會答申
- 和紙
- 一、燃料物價專門委員會答申
- 煉炭
- 一、纖維品物價專門委員會答申
- 綿製品
- 一、食料品物價專門委員會答申

第四篇 關係資料

第十三回

昭和十三年十月十三日

第十四回

同 十月二十九日

- 鶏卵
- 一、化學工業品物價専門委員會答申  
工業藥品
- 一、燃料物價専門委員會答申  
ガスコークス
- 一、纖維品物價専門委員會答申  
綿製品
- 一、雜品物價専門委員會答申  
履物
- 一、化學工業品物價専門委員會答申  
工業藥品
- 一、纖維品物價専門委員會答申  
ス・フ製品、毛製品
- 一、雜品物價専門委員會答申  
履物、傘
- 一、化學工業品物價専門委員會答申  
工業藥品

第十五回

昭和十三年十一月十一日

第十六回

同 十二月十九日

- 一、纖維品物價専門委員會答申  
毛製品
- 一、雜品物價専門委員會答申  
燐寸
- 一、燃料物價専門委員會答申  
石炭(家庭用塊炭)
- 一、物價調整機能ニ關スル件
- 一、纖維品物價専門委員會答申  
ス・フ製品、反毛原料
- 一、雜品物價専門委員會答申  
皮革製品
- 一、化學工業品物價専門委員會答申  
工業藥品
- 一、中央物價委員會ノ整備擴充ノ件
- 一、纖維品物價専門委員會答申  
綿製品、ス・フ製品、毛製品
- 一、化學工業品物價専門委員會答申  
ゴム製品

第十七回

昭和十四年二月三日

第十八回

昭和十四年二月二十七日

第十九回

同 三月十一日

第二十回

同 三月十五日

第二十一回

同 三月二十三日

一、雜品物價專門委員會答申  
洋紙

一、金屬品物價專門委員會答申  
農機具

一、纖維品物價專門委員會答申  
綿製品、ス・フ製品、毛製品、人絹製品

一、金屬品物價專門委員會答申  
釘、針金、鐵線

一、食料品物價專門委員會答申  
珈琲

一、纖維品物價專門委員會答申  
ス・フ製品

一、纖維品物價專門委員會答申  
絹製品

一、纖維品物價專門委員會答申  
毛織物、反毛原料、絹製品

一、化學工業品物價專門委員會答申

第二十二回

昭和十四年三月三十日

第二十三回

同 四月二十七日

第二十四回

同 五月十一日

第二十五回

同 五月三十日

ゴム製品

一、纖維品物價專門委員會答申  
人絹製品、絹織物

一、食料品物價專門委員會答申  
砂糖、麥酒、清涼飲料

一、燃料物價專門委員會答申  
木炭

一、金屬品物價專門委員會答申  
亞鉛鐵板

一、物價統制ノ大綱

一、纖維品物價專門委員會答申  
人絹製品、毛製品

一、化學工業品物價專門委員會答申  
工業藥品

物價統制大綱具體案作成ニ必要ナル措置要綱  
(中央物價委員會議事規則改正及部會設置)

一、纖維品物價專門委員會答申

第二十六回

昭和十四年六月十六日

第二十七回

同 七月十八日

第二十八回

同 八月十七日

落綿製品、ス・フ製品、羊毛屑、反毛原料、再生絹糸

一、化學工業品物價專門委員會答申

ゴム製品

一、燃料物價專門委員會答申

木炭、煉炭、豆煉炭

一、纖維品物價專門委員會答申

人絹撚糸、絹紡糸

一、地代、家賃ノ騰貴抑制對策

一、纖維品物價專門委員會答申

毛製品、絹織物、落綿製品

一、化學工業物價專門委員會答申

工業藥品、パルプ

一、雜品物價專門委員會答申

洋紙

一、纖維品物價專門委員會答申

綿製品、ス・フ製品、木綿裁斷屑、故綿布、故メリヤス及故綿、毛製品、副蠶糸、人絹

第二十九回

昭和十四年八月三十日

第三十回

同 九月十九日

製品

一、雜品物價專門委員會答申

屑紙

一、化學工業品物價專門委員會答申

醋酸

一、物價統制實施要綱

一、石炭對策要綱及一手販賣會社設立ニ關スル件

一、特定物資消費節約對策

一、砂糖消費節約方策

一、鶏卵消費節約方策

一、纖維品物價專門委員會答申

ス・フ及ス・フ糸、人造絹糸、特殊糸、毛織物、紡毛織物、梳毛織物、人絹製品及絹製品

一、食料品物價專門委員會答申

鶏卵

一、雜品物價專門委員會答申

南洋材、除蟲菊

物價要覽

第三十一回 昭和十四年九月二十九日

第三十二回 同 十月九日

第三十三回 同 十月二十六日

第三十四回 同 十一月三十日

一、燃料物價專門委員會答申  
煉炭、木炭

一、食料品物價專門委員會答申  
清酒

一、價格ヲ公定スベキ品目ノ順位ノ件

一、罐詰類消費節約方策

一、纖維品物價專門委員會答申

ス・フ製品、綿製品、毛製品

一、金屬品物價專門委員會答申

旋盤

一、化學工業品物價專門委員會答申

アラビヤゴム、カーボンブラック、屑ゴム、  
粉末ゴム、再生ゴム

一、燃料物價專門委員會答申

製司コークス

一、纖維品物價專門委員會答申

絹織物、玉繭、玉糸

一、雜品物價專門委員會答申

第三十五回 昭和十四年十二月十四日

第三十六回 同 十二月二十二日

齒磨、蘭草、墨表、莫產

一、纖維品物價專門委員會答申

輸出綿織物漂白染色加工賃

一、小麥對策

一、食料品物價專門委員會答申

一、小麥及小麥粉

一、化學工業品物價專門委員會答申

米國產精製松脂、粒狀硼砂

一、金屬品物價專門委員會答申

農機具

一、雜品物價專門委員會答申

洗濯石鹼、化粧石鹼、セロファン、薬工品

一、纖維品物價專門委員會答申

ス・フ製品、綿製品

一、化學工業品物價專門委員會答申

曹達灰、苛性曹達、染料

一、食料品物價專門委員會答申



第三十七回

昭和十五年一月二十四日

- 滿洲混保大豆、澱粉、飴
- 一、纖維品物價專門委員會答申  
絹織物、絹糸、人絹撚糸、輸出入絹織物加工賃（精練、漂白、浸染、機械捺染）
- 一、化學工業品物價專門委員會答申  
セメント
- 一、金屬品物價專門委員會答申  
特殊鋼
- 一、雜品物價專門委員會答申  
農業藥劑、木材
- 一、食料物價專門委員會答申  
大麥、裸麥、精麥
- 一、纖維品物價專門委員會答申  
特免綿織物、綿縫糸其ノ他ノ綿撚糸、麻製品、絹織物、眞綿
- 一、化學工業品物價專門委員會答申  
カーバイド、アラビヤゴム、輸入カーボンブラック、支那産五倍子、單寧酸、生酒石、

第三十八回

同 二月二十八日

- 重酒石酸カリ、ブチルアルコール類
- 一、金屬品物價專門委員會答申  
輸入特殊鋼板ヲ原材料トスル金切鋸刃、伸銅品
- 一、食料品物價專門委員會答申  
鰻
- 一、雜品物價專門委員會答申  
農業藥劑、革調帶、除蟲菊製品、學用品
- 一、纖維品物價專門委員會答申  
綿製品
- 一、化學工業品物價專門委員會答申  
醫藥品
- 一、金屬品物價專門委員會答申  
伸銅品、螺錐、電線、故銅、故鉛、故亞鉛、故錫
- 一、食料品物價專門委員會答申  
鹽鮭、鹽鱒、乾海苔、燒海苔、滿洲混保大豆、大豆油、浸出大豆油粕、鶏卵
- 一、雜品物價專門委員會答申

第三十九回

昭和十五年三月二十四日

物價要覽

第四十回	昭和十五年三月二十五日	一、食料品物價專門委員會答申 砂糖、酒類 一、燃料品物價專門委員會答申 液體燃料
第四十一回	同 三月三十日	

(六) 價格形成中央委員會總會、部會開催一覽

開催月日	總會又ハ部會名	審議品目
昭和十五年		
四月十一日	第一回總會	
十三日	第一回一般部會	
十七日	第二回總會	

十八日	第一回纖維品部會	
"日	第一回化學工業品部會	
十九日	第一回金屬品部會	鐵鋼、銅
"日	第二回雜品部會	
二十二日	第二回一般部會第一回部長會議聯合協議會	
"	第一回農林水產品部會	
二十三日	第一回燃料部會	木炭、煉炭
二十四日	第二回金屬品部會	鐵鋼
"日	第二回部長會議	
二十六日	第三回一般部會	
五月一日	第三回金屬品部會	鐵鋼
二日	第三回部長會議	
"日	第四回一般部會	

第四篇 關係資料

物價要覽

- 七日 第四回金屬品部會 鐵鋼
- 十日 第二回食料品部會 麵類、飴、糖蜜
- " 日 第二回雜品部會 ゴム製品、葡萄糖、電磁器、寫真感光材料
- 十三日 第五回金屬品部會 鐵鋼
- " 日 第五回一般部會
- 十四日 第二回化學工業品部會 二硫化炭素、アルコール及ビ輸入生薬ヲ原料トス  
ル製劑類
- " 日 第四回部長會議 自轉車、リーマー、乾電池
- 十五日 第三回食料品部會
- 十七日 第六回金屬品部會
- " 日 第二回纖維品部會
- 二十日 第七回金屬品部會
- 二十三日 第六回一般部會
- 二十四日 第八回金屬品部會

- 二十七日 第七回一般部會第五回部 長會議聯合協議會
- 三十日 第二回農林水產品部會 農機具、茶種、楮、茶種油
- " 日 第三回雜品部會 屑紙、レコード、履物用藁表
- 六月 七日 第九回金屬品部會 銅、錫、鉛、亞鉛、アンチモン
- " 日 第四回雜品部會 マッチ、ピツカー及革パツキング、化粧品
- 八日 第三回纖維品部會 中等學校制服地、嬰兒肌着用綿布
- 十三日 第八回一般部會第六回部 長會議聯合協議會
- 十八日 第十回金屬品部會 プリキ屑、金切鋸刃
- 十九日 第九回一般部會第七回部 長會議聯合協議會
- 二十一日 第四回食料品部會 パン類、味噌
- " 日 第五回雜品部會 靴、板紙、芯紙及ルーピング厚紙

物價要覽

二十四日 第三回農林水產品部會

漁油、マニラ麻漁網

二十五日 第十回一般部會第八回部長會議聯合協議會

長會議聯合協議會

七月 四日

第六回雜品部會

板紙、陶磁器、セルロイド生地及屑

" 日

第四回纖維品部會

繭毛羽、絹紡絲、副蠶絲

十一日

第十一回一般部會第九回部長會議聯合協議會

十三日

第四回農林水產品部會

海苔佃煮壘詰、蜂蜜

十九日

第三回化學工業品部會

醋酸、無水醋酸、アセト醋酸エステル、醋酸纖維素、鐵船々底塗料、バリウム鹽類、リトホン、工業用エーテル、鉛製品

" 日

第七回雜品部會

クラフト紙袋、下駄

二十日

第五回食料品部會

パン粉、生パン粉、清涼飲料

二十三日

第十一回金屬品部會

銑鐵鑄物、半田錫、硫黃

二十六日

第六回食料品部會

大豆、サラダ油、菓子類

三十一日

第十二回一般部會第十回部長會議聯合協議會

" 日

第七回食料品部會

味噌、醬油、肉類

八月 二日

第十三回一般部會第十一回部長會議聯合協議會

" 日

第八回雜品部會

鼻緒、鋼ペン先、鉛筆、除蟲菊乾花

五日

第二回燃料部會

木炭

七日

第三回總會

" 日

第五回纖維品部會

紡績落綿、落綿二番振、綿起毛屑、荷粉綿、掃寄

九日

第八回食料品部會

厚綿、遭進綿、勞働作業衣、釀造用搾袋

十三日

第十二回金屬品部會

澤庵漬、鹽干魚介類、アイスクリーム、嗜好飲料

十四日

第十四回一般部會第十二

ラス、蓄電池及同部分品、鐵木捻子

物價要覽

回部長會議第四回化學工

業品部會聯合協議會

十五日

第九回食料品部會第五回

農林水產品部會聯合協議

會

十六日

第九回雜品部會

南洋材、米材、陶磁器、研磨布、筆記ノート、實  
用草履

二十三日

第三回燃料部會

朝鮮及山陽無煙炭、孔明煉炭、豆炭

二十七日

第十五回一般部會第十三

回部長會議聯合協議會

三十日

第十回食料品部會

麵類、麩類、果實酒、雜酒、餡

九月二日

第十六回一般部會第十四

回部長聯合協議會

四日

第五回化學工業品部會

硬化油及其ノ製品、クロム鹽類、珪酸ソーダ、珪

六日

第十回雜品部會

酸カリ、國產ゴム用硫化促進劑及老化防止劑、曹  
達灰、苛性曹達

十二日

第十三回金屬品部會

萬年筆、ゴム印類、魚油、海獸油、洋紙、板紙、  
クラフト紙袋、ゴム製品、板硝子、陶磁器、セル  
ロイド製品、天然石膏、燒石膏、化學石膏、石墨、  
靴塗料

〃日

第六回纖維品部會

安全剃刀、鉛管、鉛板、級外鐵鋼線、古鐵鋼線、  
電線白色減摩合金、活版地金、アンチモン合金地  
金、活字

十六日

第十一回食料品部會第六

回農林水產品部會聯合協

議會

富士絹、純絹紡縫絲、毛紡式ステープルファイバ  
ー織物、毛織物、特免織物、特免綿タオル  
漬物、乾物、ジャム、サンドウイツチ類、ジャム  
及バター付食パン、支那そば、生鮮魚介類、農機  
具、昆布、アンゴラ兎毛

物價要覽

二十日 第十一回雜品部會

石鹼、石綿煙突、事務用品、箒、束子、ファイバ  
板、ボタン類、玩具及人形、障子紙、溫床紙、  
自動車用タイヤ及チューブ

二十五日 第十七回一般部會第十五

回部長會議聯合協議會

二十六日 第一回石炭特別部會

昭和十五年下期日本石炭株式會社買入價格及販賣  
價格、販賣業者最高販賣價格

二十八日 第十二回食料品部會

十月七日 第十二回雜品部會

酒粕、ビール、清酒、合成清酒、漬物類、兔肉類  
石綿スレート、酸性白土及活性白土、紙函、和紙、  
双眼鏡、事務用品、運動具、筆記文具

八日 第十四回金屬品部會

鑿岩機、ミシン、時計、電動機、衡器、水銀、金  
屬野線、磨鋼帶、ドラム罐、高壓容器、電線管

十一日 第六回化學工業品部會

十二日 第七回纖維品部會

硝酸曹達、鹽化加里、硫酸加里  
莫大小製品、カタン絲、學童用靴下及通學服、絹

織物

十六日 第十三回食料品部會

嗜好飲料、米粉類、糯類、香辛調味料

二十五日 第十三回雜品部會

リノリウム、和紙、陶器製電磁器、齒刷子、ク  
レオン、水彩繪具、寫真機、服附屬品、臺所用品

二十六日 第十四回食料品部會第七

食用鹽乾魚介類、羊肉、兔肉、兔毛皮、猪肉、食  
用冷凍魚介類

議會

三十一日 第十五回金屬品部會

衡器、リベット、ラジオ、電話機、ドラム罐、溶

十一月五日 第七回化學工業品部會

十五日 第十四回雜品部會

接線、インコット・ケース、熱處理鋼帶  
溶劑、ホルマリン、メタノール、醫藥品

二十日 第十六回金屬品部會

粘土、コルク製壘栓、感光紙、陶磁器、ゴムベル  
ト、草履、帽子、鞆、荒物(厨房用品)、配電器具  
軸受、電氣計測器、發條、ドラム罐、鑄型、鑄型  
定盤、燒入鋼帶、鐵塔、內燃機關、家庭金物

物價要覽

二十五日 第十五回食料品部會

糧詰類、乾海苔、經節類

十二月十四日 第八回農林水產品部會

木材

十七日 第十五回雜品部會

和紙、漆器、事務用家具、電球、櫛類、ファイバ

製品、線香、ローソク、建具、石灰、ガラス屑、

ガラス文具

十八日 第八回纖維品部會

人絹織物、ス・フ織物、綿縫絲、ネクタイ、既製

服類布帛製品

十九日 第八回化學工業品部會

醫藥品、塗料、苦汁、苦汁製品

二十日 第十七回金屬品部會

フライス旋盤、架線金物、鑄鐵調車、帶鋸、自動

車チューブ用バルブ、フューズ、真空管、押ネ

チ、齒科醫療器械、家庭用金物

酢、ソース

二十一日 第十六回食料品部會

昭和十六年

一月十三日 第十六回部長會議第十八

回一般部會聯合協議會

三十日 第十八回金屬品部會

ニッケル地金、天井走行電氣起重機、水壓鐵管、

量器、鑄鐵調車、戸車、齒科醫療器械、ミシン針

冷蔵庫

更生糸、ガラ紡綿絲、ス・フ織物

貨物自動車シャシー、鐵道車輛、輪轉謄寫機、ス

トープ

硫酸銅、亞酸化銅、硼砂、硼酸、クロム明礬、モ

ノクロール醋酸、醋酸ソーダ、チオ硫酸ソーダ

半成コークス

三月五日 第四回燃料部會

十一月 第十九回一般部會第十七

回部長會議聯合協議會

十四日 第十六回雜品部會

漆器、洋家具、曲木家具、擬革袋、齒磨、眼鏡、  
家庭荒物、ファイバー製品

第四篇 關係資料

物價要覽

二十日 第二回石炭特別部會  
二十八日 第二十回金屬品部會

石炭  
鋼索、鐵屑又ハ故、シャベル、スコップ、ツルハ  
シ、ハンマー、鐵パイプ、磨鋼板、通信用乾電池、  
燈火用乾電池、掛時計、蒸氣罐、齒科醫療器械、  
鑪、五ガロン罐

四月十四日 第九回農林水產品部會  
二十四日 第二十一回金屬品部會

牛、馬  
可鍛鑄鐵、屑鐵、鑄鐵管、白金網、T・X四〇貨  
物自動車、體溫計、自動車車體、フィツシュポー  
ルト、亞鉛鍍ポールトナツト、座金、齒科醫療器  
械

三十日 第十回農林水產品部會  
五月五日 第十回纖維品部會  
六日 第二十二回金屬品部會  
九日 第五回燃料品部會

潤葉樹、杭木及パルプ、木會檜及吉野杉製材  
中等學校制服、學童服  
鐵鋼  
煉炭、豆炭

十三日 第十回化學工業品部會

パルプ

六月二日 第十八回部長會議第二十  
回一般部會聯合協議會

六日 第十一回化學工業品部會

十八日 第二十三回金屬品部會

七月八日 第十一回纖維品部會

ソーダ灰、苛性ソーダ、四鹽化炭素苛性カリ、炭  
酸カリ、硝酸カリ、トリクレシールフオスフェード  
粉碎用ポール、白金製坩堝及蒸發皿、リヤカー、  
貨物自動車車體、纖維質度器、据置用蓄電池、内  
燃機關、齒科醫療器械  
廣巾交織絹織物及銘仙(絹織物)

十一日 第一回總務部會

十八日 第十七回雜品部會

二十八日 第六回燃料部會

ゴムホース、地下足袋、布靴、石灰原石、生石灰  
及消石灰、石灰原石粉末、擬革類、袋物、洗劑、  
ガラス製品(飲食物容器)、漆器  
木炭

第四篇 關係資料



物價要覽

二十九日 第二十四回金屬品部會

電機器具(單相電導機、柱上變壓機、工作機械用

電動油ポンプ)、鑛山用機械(粉碎機、揚捲機)、

竹製度器、鍛鋼、釘、軸受、井戸ポンプ、タツブ

小麥粉

八月二日 第十七回食料品部會

十二日 第二回總務部會

十四日 第二十五回金屬品部會

銅

〃日 第十八回食料品部會

生鮮魚介類、わかめ

二十八日 第十二回化學工業品部會

硫酸、酸化チタニウム、青化ソーダ、鹽素酸カリ、

過マンガン酸カリ、重クロム酸カリ、珪酸カリ

二十九日 第二十六回金屬品部會

ラチアルポール盤、フエロアロイ、ポンプ(動力

ポンプ、井戸ポンプ)、滑空機、蛇籠、鑛山アセチ

レン燈、木製度器、鑿、タイヤ用バルブインサイド

石炭

九月二十七日 第三回石炭特別部會

三十日 第二十七回金屬品部會

形削盤、電動工具、電氣時計、船用鎖、故銅、電

十月十四日 第十八回雜品部會

線、伸銅

自動車竝ニ自轉車用タイヤ及チューブ、和筆筒、

便箋

十六日 第十九回食料品部會

肉類、茶類

二十九日 第二十八回金屬品部會

鐵道車輛、ロール、フェロシリコン、酸素熔斷器、

形削盤、石炭運搬裝置、携帶用及高壓用蓄電池、

アルミ板

十一月五日 第三回總務部會

二十六日 第二十九回金屬品部會

ニッサン、トヨタ各種自動車、自動車部分品、軸

受用鋼球、自動車方向指示器、磨棒鋼、メリヤス

針、鐵道車輛、一號接點用合金線、アルミ板、錫

二十七日 第十三回纖維品部會

綿及綿製品

十二月四日 第十三回化學工業品部會

晒粉、鹽酸、液體鹽素等、火藥類、炭酸マグネシ

ウム等、硫酸マグネシウム、硫酸鐵

第四篇 關係資料

物價要覽

十日 第二十回食料品部會

十六日 第十九回雜品部會

十九日 第三十回金屬品部會

二十三日 第十四回化學工業品部會

昭和十七年

一月十三日 第七回燃料部會

一月三十日 第三十一回金屬品部會

罐詰、澱粉、アミノ酸

耐火煉瓦、同モルタル、特殊漆器、封筒、陶磁器製雜品、粉末石鹼、弓道具、劍道具、鼻緒、肩ゴム、國民學校教材用模型航空機、油性擬革、國民用防毒面、食料壘、照明器具、本箱類

銑鐵、ロール、道路輾壓器、精密軸受、代燃裝置、歐文タイプライター、乗用三輪車、ストーブ、タムレコーダー、熔接棒、電線(被覆線)、水銀、アンチモニー、電氣計測器  
ペンゾール類、コールドール及其ノ製品、火藥類、アンモニア製品

石油

ハンマー、炭車、鑛車、電氣熔接器、金屬製度量器

三月三日 第三十二回金屬品部會

四日 第二十回雜品部會

三月十六日 第一回料金部會

二十日 第二十一回雜品部會

二十八日 第四回石炭特別部會

四月八日 第三十三回金屬品部會

計器用寶石

銅合金鑄物、鐵管繼手、紡績機械用器具、電氣計測器、消防ポンプ、交流電動機用開閉器具、空氣電池  
陶磁器製火鉢及容器、飲料用壘、茶筆筒、鏡臺、洋傘、鼻緒、封筒、碁具類

燐寸、柳行李

昭和十七年上期日本石炭株式會社石炭買入價格及販賣價格、石炭販賣業者最高販賣價格

鉛、亞鉛(改正)、測量機械器具、十三クローム不銹鋼帶、タービンポンプ、自動車用ピストンリング、電氣ホイスト

四月九日 第十五回化學工業品部會

第四篇 關係資料

タール中間物、アスファルト乳劑

物價要覽

五月十九日 第二十一回食料品第十一 牛乳及乳製品、馬

回農林水產品聯合部會

六月一日 第十六回化學工業品部會 カリ鹽(鹽化カリ)、工業藥品(亞鉛華、朱)、工業

用壓縮酸素

二日 第三十四回金屬品部會 亞鉛鐵板、天井走行起重機用三相誘導電動機及同

附屬品、鐵道車輛、陸用鎖、スケールサツシユバ

1、針布、電氣自動車用蓄電池、集魚燈用及船舶

無線用蓄電池、特殊釘、坑内安全燈

九日 第二十二回雜品部會 石鹼、鯨革、陶磁器(灰皿コンロ)、硝子製燈火用

品、座卓、火鉢、衣桁、地張提灯、中古品タル書

籍

十三日 第十七回化學工業品部會 炭素質電極

六月二十五日 第四回總務部會

七月六日 第十四回纖維品部會 新規格絹織物、梳毛織物、絹製品

十一日 第二十二回食料品部會 甘藷及馬鈴薯

十六日 第十八回化學工業品部會 セメント

三十一日 第三十五回金屬品部會 電信用線、鎧裝用線及雜用規格線、大型自動車、

消防ポンプ、携帶用手廻電燈

八月六日 第二十三回食料品第十二 米糖油、菓子類、食用鹽、干魚介類、中煮干品、

回農林水產品聯合部會 節類、削節

八日 第二回料金部會 宿泊料金統制要綱

十一日 第二十四回食料品第十三 農藥、燒酎及味淋

回農林水產品聯合部會

十九日 第十九回化學工業品部會 ソーダ灰、苛性ソーダ、タール中間物、ロート油

工業用鹽化アンモン

九月四日 第三十六回金屬品部會 線材、貨物自動車シャシー、鋼製サツシユ、軸受、

硬鋼線、マグネ屑、自動車電裝品、固定形フツク

附電氣ジブ、起動機、非鐵金鋼

第四篇 關係資料

物價要覽

(七) 價格等統制令ニ依ル最高販賣價格指定又ハ認可品  
目數點數及組合聯合會又ハ之ニ準ズベキモノノ數

(一) 中央指定 (昭和十八年五月中、官報ニ據ル)

物資	品目數		點數		備考
	五月中	通計	五月中	通計	
1 織維品	九	三、五〇七	二二	三一、九五四	
2 化學工業品	三六	八九四	九八	四、八一四	
3 機械金屬品	一一	二、三八四	一〇二	三九、二三八	
4 燃料	ナ	四一	ナ	七六九	
5 日用品及雜品	一〇	二、二八一	一六〇	五二、〇八九	
6 飲食料品	二	一、四八七	二	五、五〇五	

物資	品目數		點數		備考
	五月中	通計	五月中	通計	
7 農林畜水產品	ナ	八九八	三	三三、六三八	昭和十七年九月四日、商
8 農漁用資材	ナ	六九八	シ	七、九一九	工、農林、厚生省告示、小
9 加工賃	ナ	一三	ナ	五八〇	口、撥貨物及小口混載貨物
10 運送賃	ナ	ナ	ナ	ナ	下、シテ運送スル場合參照
11 賃貸料	ナ	ナ	ナ	ナ	昭和十七年十二月二十八
12 修繕料等	ナ	ナ	ナ	ナ	日、遞信省告示第一七〇七
イ裁縫料	ナ	七	ナ	三〇	號、貨物船、備船料參照
口廣告料	ナ	ナ	ナ	ナ	昭和十七年三月二十六日
ハ再生料金	ナ	五	ナ	五	昭和十七年十二月十四日
ニ衡器修覆料金	ナ	一九	ナ	三六八	昭和十七年十二月十四日
計	六九	一一、二三四	三八七	一七六、九〇九	參照

(二) 地方指定 (昭和十八年五月中、地方廳公報ニ據ル)

第四篇 關係資料

物價要覽

物資	品目數		點數		備考
	五月中	通計	五月中	通計	
1 織維品	六	三、五四九	一三	一三三、〇二九	肥料、染料、醫藥品等ヲ含ム
2 化學工業品	一九	一、九五三	四五	二九、九七二	
3 金屬品	四	一、八四六	一六	一六、九〇八	
4 燃料	一	九三九	一	三五、八四九	
5 建築材料	一一	四四	三二	二一九	
6 日用品及雜品	八	八、二一一	二〇	一四八、八八九	
7 飲食料品	一六	六、一四〇	二五	四、三八八	
8 農林畜水產品	一一	四〇一	四四	二五、四二六	
9 農漁用資材	一	三	一	一、六一五	
10 加工賃		二、三九九		五、一五	

(三) 中央認可 (昭和十八年五月中、官報ニ據ル)

11 運送賃		六〇		一五七	此項昭和十八年一月ヨリ新設從前ハ各該當項ニ分入計上、學用品慰問用品及飲食料品ノ回收容器等ヲ含ム
12 賃貸料		四		六	
13 修繕料等	六	三三	一八	七九	
イ 宿泊料		五五		三〇九	
計	八三	二、三、八二八	二一五	四九九、三六六	

第四篇 關係資料

物資	品目數		組合聯合會又ハ之ニ準ズベキモノノ數		備考
	五月中	通計	五月中	通計	
1 織維品	ナシ	二	ナシ	二	
2 化學工業品	"	四〇三	"	一三	
3 金屬品	"	一、五六八	"	二六	
4 燃料	"	六	"	二	

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
貸貨料	イ荷役料金	運送賃	加工賃	農漁用資材	農林畜水産品	飲食料品	日用品及雜品	建築材料	燃料	金屬品	化學工業品	織維品
一	一二	四	三	一三	一二	七五	一七	二	二	二	二	
一二	一六	三九七	九九三	八	一〇三二	一一、二五九	三四	九一	五、九六五	二一七、六六七	二、九五九	
一	三	一	一	八	一三	九	八	二	二	二	二	
三	一	一三九	三六九	六	五五二	一、四八五	三、四八〇	二六	九二	五六八	五七七	

第四篇 關係資料

此項昭和十八年一月ヨリ  
新設、從前ハ各該當項ニ  
分入計上

(四) 地方認可 (昭和十八年五月中、地方廳公報ニ據ル)

物資	品目數		備考
	五月中	通計	
13 計	四、一九七	九八	凍結料ヲ含ム
12 修繕料等	三三三	一	
11 保管料	三八五	一	
10 損害保險料	七三六	七	
9 運送賃	二〇	一	
8 加工賃	二五	三	
7 農漁用資材	ナ	四	
6 農林畜水産品	ナ	シ	
5 飲食料品	二〇	一三	
4 日用品及雜品	七二五	一五	

組合聯合會又ハ之ニ  
準ズベキモノノ數

物價要覽

物價要覽

13 修繕料等	七七	五四五	一	二二三
イ 棋道遊戯其他		一〇		二
イ 遊戯料金		二七		九
ロ 入浴料				
計	一一〇	五三、六四六	五一	八、〇八五

昭和十八年五月末現在ニ於ケル

中央並地方指定公定價格品合計

品目數	三六、〇六一
點數	六七六、二七五
組合聯合會又ハ之ニ準スベキモノノ數	五七、八四三
中央並地方認可協定價格合計	八、一八三

備考

一、本表中——線ハ最高販賣價格ノ指定又ハ認可アリタルモ點數トシテ計上不可能ナルモノ又ハ地方廳

公報ニ據ルモノナリ。即チ各地方廳ヨリ送越サル、公報ハ夫々ノ事情ニ依リ遅延セララル、コト多キニ依リ當該月中各地方廳指定又ハ認可分ノ總計ヲ得ザルヲ通例トス。依ツテ便宜當該月中受理スル分ヲ以テ該月分ト看做シ之ヲ計上、當該月中受理スル分ニ付指定又ハ認可ナキ品目ヲバ——線ヲ以テ表示シ置クモノニシテ、將來別途整理ス。

- 二、「修繕料等」トハ修繕料其ノ他價格運送賃等（價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貨料、加工賃）以外ノ價格等ヲ云フ（價格等統制令第一條、第二條第一項及第四條ノニ參照）
- 三、農林省所管物資ニ付テハ調査方法ヲ異ニスル爲必ズシモ農林省調査品目數、點數ト一致セズ。
- 四、規格變更其ノ他ニ依ル最高販賣價格ノ改正（廢止ト同時ニ新設スル場合ヲ含ム）ニ依リ該品目數及點數ニ付變更ヲ見タル場合ハ之ニ改ム。
- 五、計算不可能ナル爲計上セザル品目數及點數相當アルヲ以テ實際ニ指定又ハ認可セラレタル品目數及點數ハ本表合計額ヲ相當上廻ルモノナリ。

第四篇 關係資料

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

(附改正告示)



最高販賣價格設定點數

物資別	昭和十五年 九月十八日現在	昭和十六年九月 十八日現在點數	昭和十八年 八月末日現在	備考
纖維品	六、六八一	一七、一一六	三二、八二八	商工省所管
化學工業品	一、〇三三	二、五四九	四、八九七	"
機械金屬品	三、二〇五	二二、六四二	四〇、三八〇	"
燃料品	三三六	七六六	一、三三三	"
雜品	八、九六六	三〇、〇一九	五六、九九六	"
飲食料品	一、六四二	四、六五八	五、五三五	農林省所管
農林畜產品	一四九	一五、九九二	三三、六六六	"
農漁用資材	二、一一〇	五、七三九	七、九一九	"
計	二四、二二二	九九、四八一	一八三、五五四	



物價要覽

綿莫大小製品...指定(一五年一二月)改正(一七年八月)

毛莫大小製品... (一五年一二月) (一七年八月) (一六年三月) (一六年一〇月) (一七年二月)

綿製勞働作業衣... (一五年八月) (一七年六月) (一七年一二月) (一八年四月)

毛紡式ス・フ織物... (一五年一二月) (一六年三月) (一六年八月) (一六年一〇月)

人造絹織物... (一六年一二月) (一六年六月) (一六年八月) (一六年一〇月)

廣幅交織絹織物...指定(一六年七月)改正(一七年四月) (一七年五月) (一七年六月)

東邦織毛絲使用織物... (一五年一二月) (一八年四月) (一七年五月) (一七年六月)

肌着用綿布... (一五年七月) (一七年一二月) (一七年五月) (一七年六月)

學童服... (一五年一二月) (一七年一二月) (一七年五月) (一七年六月)

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

更生絲使用織物…指定(一五年七月)改正(一五年九月)  
 商三三二號(一五年九月) 五〇八號(一五年九月)

看護衣…(一六年一月) 一六九號(一六年一月)

特免綿製印半纏…(一六年一月) 一二〇號(一六年一月)

丸半ネル…(一六年一月) 一二二號(一六年一月)

綿製敷物…(一六年一月) 一二三號(一六年一月)

特免毛製品…(一六年一月) 一〇〇號(一六年一月)

特免綿タオル…(一五年一月) 六九九號(一五年一月)

純綿タオル…(一七年六月) 六五五號(一七年六月)

ネクタオイ…(一六年一月) 一七七號(一六年一月)

(一六年六月) 五三五號(一六年六月) 六九一號(一六年八月) 九二五號(一六年一月)

(一七年三月) 二九二號(一七年六月) 六六〇號(一八年一月)

(一八年三月) 二五六號(一八年三月)

(一七年二月) 一七四號(一七年二月)

(一七年八月) 八九〇號(一七年八月)

(一六年八月) 七四七號(一六年八月) 八〇八號(一六年九月) 二六九號(一七年三月)

ゲートル等…指定(一六年一月)改正(一六年七月)  
 一五四號(一六年一月) 六六四號(一六年七月) 二七六號(一七年三月) 五八二號(一七年五月)

卷軸繃帶、リント布等…(一五年一月) 六六九號(一五年一月) 一六二七號(一六年一月)

帆布加工品及其他ノ加工綿布…(一五年七月) 三三〇號(一五年七月) 一五六一號(一六年四月) 一〇三號(一七年一月)

軍足…(一五年一月) 八一五號(一五年一月)

毛織物既製服…(一六年三月) 二〇〇號(一六年三月) 一六三三號(一六年五月) 五三六號(一六年六月) 九二六號(一六年一月)

交通運輸用綿製雨覆…(一五年一月) 七九五號(一五年一月) 四〇三號(一六年五月)

足袋…(一七年一月) 一二三三號(一七年一月) 一三四四號(一七年一月)

日本藥局方ガ―ゼ…(一五年一月) 商・厚六號(一五年一月) 一七三三號(一七年六月) 商・厚一三號(一七年六月)

精製脫脂綿及脫脂綿…(一四年一月) 一號(一四年一月) 一三三號(一五年三月) 一號(一六年一月) 一七號(一六年一月)

(一六年五月) 四三三號(一六年五月) 一四四號(一七年五月) 四九八號(一七年五月)

物價要覽

印度黃麻製絲、布及袋	指定	(一五年四月)	商一九五號
古 麻 袋		(一五年一月)	農五五五號
古 布 袋		(一五年一月)	改正 (一七年一月)
裁落綿布製布帛製品		(一五年一月)	農五五五號
眞綿及加工眞綿		(一七年一月)	商八二一號
釀造濾過用袋		(一六年一月)	農七五二號
故綿ノ購入及販賣		(一五年八月)	商四八三號
故纖維ノ購入及販賣		(一五年九月)	五二六號
毛 絲		(一五年一月)	六四三號
手編毛絲		(一五年五月)	一四九號
毛 絲		(一五年一月)	一五〇號
手編毛絲		(一五年四月)	一六一號
故綿ノ購入及販賣		(一六年五月)	三九八號
故纖維ノ購入及販賣		(一六年一月)	九〇八號
毛 絲		(一七年三月)	二六八號
手編毛絲		(一七年一月)	一六六號

毛紡式ス・フ絲	指定	(一四年一月)	三六三號	改正	(一五年一月)	七一六號	(一六年八月)	六七七號	(一六年一月)	一八六號
絹 紡 絲		(一四年一月)	二六七號		(一七年三月)	二九〇號	(一八年一月)	二四號		
綿縫絲其ノ他ノ綿撚絲		(一七年一月)	一九六號		(一五年八月)	四七七號	(一六年一月)	一四七號	(一七年三月)	三三九號
絹縫絲、絹紡縫絲及其原料絲		(一七年五月)	六〇四號		(一七年七月)	八二五號				
綿 絲		(一四年八月)	一九六號		(一七年五月)	五七四號	(一七年六月)	七〇四號	(一七年九月)	九四三號
ス・フ及ス・フ絲		(一五年一月)	一四號		(一七年六月)	七〇一號	(一七年一月)	一〇八八號	(一七年四月)	四〇六號
					(一六年二月)	二〇一號	(一七年一月)	六八號	(一七年四月)	四〇六號
					(一七年七月)	八一八號	(一七年一月)	一一三四號	(一八年一月)	七號
					(一八年二月)	七九號				
					(一六年四月)	三〇八號	(一六年四月)	三二四號	(一六年七月)	六六七號
					(一六年八月)	七〇五號	(一六年九月)	七九八號	(一六年九月)	八七〇號

物價要覽

人造絹	指定	商一九九號	改正	一六年一月	一六年一月	一六年一月	一六年一月
絹	指定	商一九九號	改正	一六年一月	一六年一月	一六年一月	一六年一月
特殊ス・フヲ原料ト	...	...	...	...	...	...	...
セシ織物	...	...	...	...	...	...	...
副蠶絲及繭毛羽	...	...	...	...	...	...	...

綿絲屑、機下絲屑、	指定	商六九六號	改正	一六年六月	一六年六月	一六年六月	一六年六月
ガラ紡絲屑等	...	...	...	...	...	...	...
機下屑	...	...	...	...	...	...	...
毛屑	...	...	...	...	...	...	...
綿起毛屑及リントン1棉	...	...	...	...	...	...	...
紡績落綿、落綿二番	...	...	...	...	...	...	...
振及綿粉	...	...	...	...	...	...	...
荷粉綿、掃寄原綿及	...	...	...	...	...	...	...
遭難綿	...	...	...	...	...	...	...
故マニラ麻及マニラ	...	...	...	...	...	...	...
麻屑	...	...	...	...	...	...	...
マニラ麻製ロープ、	...	...	...	...	...	...	...
トワイン及岩絲	...	...	...	...	...	...	...
同	...	...	...	...	...	...	...
追	...	...	...	...	...	...	...
カ	...	...	...	...	...	...	...
タ	...	...	...	...	...	...	...
ン	...	...	...	...	...	...	...
絲	...	...	...	...	...	...	...

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

國民服儀禮章…指定(一五年一二月) 商八九一號

トレーシングクロス…(一五年一月) 七二一號

綿毛布及綿毛布製おしめ卷…(一六年三月) 改正(一六年一二月) 一二三〇號

ソクレツト…(一六年三月) 二四四號

厚地既製服類…(一六年三月) 二五四號

肩掛及首卷…(一六年三月) 二五五號

布帛製品…(一六年三月) 二六一號

重油用ブランケット…(一七年一月) 一二〇二號

(一七年八月) 商九三〇號

(一六年八月) 七二二號

(一六年一二月) 一三九五號

(一七年三月) 二六九號

(一七年六月) 七二八號

(一七年一〇月) 一六六號

(一六年八月) 七六〇號

(一六年九月) 八二八號

(一六年一二月) 一三一號

(一七年一月) 一二〇號

(一七年三月) 二六九號

(一七年六月) 六八八號

ガラ紡絲…指定(一六年四月) 改正(一六年一二月) 一三一八號

更生絲…(一六年四月) 二九〇號

テール掛及カーテン等…(一六年四月) 二九五號

風呂敷…(一六年四月) 三四七號

絞附地…(一六年六月) 四七九號

絞染製品…(一六年六月) 四八二號

小絹織物友禪及小紋地…(一六年六月) 四八三號

小絹織物無地染地…(一六年六月) 四八四號

(一六年一〇月) 九七八號

(一七年三月) 二六九號

(一六年六月) 五〇三號

(一六年一〇月) 一〇三六號

(一六年六月) 五〇〇號

(一六年一〇月) 九四〇號

(一七年三月) 三四六號

(一七年五月) 五八〇號

(一六年六月) 五〇一號

(一六年一〇月) 一三三八號

(一七年四月) 四一四號

(一七年五月) 六一七號

(一六年六月) 五一六號

(一六年一〇月) 一三三九號

(一七年三月) 二二二號

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

裾 模 樣 地...指定 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 商五一八號 (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 商四一四號 (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 格外人絹織物... (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 商四六二號 (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 ス・フ綿、人絹莫大... (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 小製品 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 商五三四號 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 毛紡式ス・フ織物... (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 商五三八號 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 更生絲織物... (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 商四三六號 (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年四月)  
 (一六年八月) (一六年九月) (一六年十月) (一六年十一月) (一六年十二月)  
 (一七年一月) (一七年二月) (一七年三月) (一七年四月) (一七年五月)  
 (一七年六月) (一七年七月) (一七年八月) (一七年九月) (一七年十月)  
 (一七年十一月) (一七年十二月) (一八年一月) (一八年二月) (一八年三月)  
 (一八年四月) (一八年五月) (一八年六月) (一八年七月) (一八年八月)  
 (一八年九月) (一八年十月) (一八年十一月) (一八年十二月)

梳織織物既製服...指定 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商五三三號 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 毛織物... (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商五三九號 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 註文洋服及同裁縫料... (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商五三七號 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 帶地類... (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商五四六號 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 半襟... (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商四一三號 (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 厚地手拭... (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商五六四號 (一六年六月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 雨衣... (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商三八七號 (一六年五月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 學童服、警防團服等... (一七年一月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)  
 商一二八二號 (一七年一月) 改正 (一六年一月) (一七年三月) (一七年五月)



物價要覽

中等學校生徒ノ制服	指定 (一八年四月)	商三五二號
女子中等學生ノ運動上衣等	" (一七年一二月)	" 一二八八號
絹絲布屑、人絹絲布屑等	" (一六年五月)	" 三七九號
	改正 (一六年九月)	" 七七四號
	" (一六年一〇月)	" 九七二號
	" (一七年一月)	" 二四號
綿狀屑纖維	" (一六年五月)	" 三八一號
	" (一六年九月)	" 七七五號
	" (一七年一月)	" 一一二號
	" (一七年六月)	" 七〇五號
反毛	" (一六年五月)	" 三八〇號
	" (一六年九月)	" 七七七號
	" (一七年一〇月)	" 一一二七號
	" (一八年三月)	" 二〇六號
羊毛フェルト及牛毛フェルト	" (一六年五月)	" 四一九號
綿綱、綿細引等	" (一六年五月)	" 三八二號
	" (一六年八月)	" 六八二號
	" (一八年三月)	" 二五四號
蒲團綿及中入綿	" (一六年六月)	" 四七八號
	" (一七年五月)	" 五八八號
芯綿	" (一六年八月)	" 七三五號
	" (一七年五月)	" 五八六號
私設鐵道既製制服	" (一六年八月)	" 七二四號
	" (一七年五月)	" 四九八號

更生絲交織ス・フ織物	指定 (一六年八月)	改正 (一七年一月)	" (一七年七月)	" (一七年八月)
フルファツション式婦人長靴下(輸出不適品)	" (一六年八月)	" 七一四號	" (一七〇號)	" 七三八號
廣幅絹織物捺染及其ノ他ノ加工地	" (一六年八月)	" 七一號	" (一七三六號)	" (一七三六號)
既製國民服中衣	" (一六年八月)	" 七〇〇號	" (一七三六號)	" (一七三六號)
綿製布帛製品	" (一六年七月)	" 六六三號	" (一六年一二月)	" (一七年五月)
豫防衣	" (一六年七月)	" 五七四號	" (一六六九號)	" 五七二號
タオル製品	" (一六年七月)	" 五七一號	" (一六年八月)	" (一七年三月)
	" (一六年七月)	" 五八〇號	" (一七四九號)	" (一七年八月)
麻精練開織品	" (一六年七月)	" 五八〇號	" (一七四九號)	" (一七四九號)
乙種警防團用股引及腹掛	" (一六年七月)	" 六五九號	" (一六六三號)	" (一六六三號)
綿製汽船艙口用覆布等	" (一六年九月)	" 八〇四號	" (一六六三號)	" (一六六三號)
和裝等既製品	" (一六年九月)	" 八四〇號	" (一六六三號)	" (一六六三號)

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

真綿、絹綿製既製品……指定 (一六年九月) 改正 (一七年五月)  
 (商八四一號) (一六年一〇月) (一六年一二月) (一七年一二月)  
 (一八年五月) (一八年五月) (一八年五月) (一八年五月)  
 (一八年五月) (一八年五月) (一八年五月) (一八年五月)

織維再落屑…… (一八年三月)  
 "一九三號

寢具等既製品…… (一六年九月) 改正 (一六年一〇月)  
 "八四二號 (一六年一〇月) (一六年一二月) (一七年三月)  
 (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月)

枕等既製品…… (一六年九月) 改正 (一六年一〇月)  
 "八四三號 (一六年一〇月) (一六年一二月) (一七年三月)  
 (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月)

旗等既製品…… (一六年九月) 改正 (一六年一〇月)  
 "八四四號 (一六年一〇月) (一六年一二月) (一七年三月)  
 (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月)

八掛等…… (一六年九月) 改正 (一六年一〇月)  
 "八四五號 (一六年一〇月) (一六年一二月) (一七年三月)  
 (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月) (一七年五月)

綿布製劍道用袴……指定 (一六年一〇月) 改正 (一六年一〇月)  
 "九〇六號 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)  
 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)

檢查外既製服…… (一六年一〇月) 改正 (一六年一〇月)  
 "九二二號 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)  
 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)

更生絲織物既製服…… (一六年一〇月) 改正 (一六年一〇月)  
 "九二一號 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)  
 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)

鍋島緞通…… (一六年八月) 改正 (一六年八月)  
 "七五九號 (一六年八月) (一六年八月) (一六年八月) (一六年八月)  
 (一六年八月) (一六年八月) (一六年八月) (一六年八月)

天鷲絨…… (一六年一〇月) 改正 (一六年一〇月)  
 "九八〇號 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)  
 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)

生絲袋及其ノ故ノモノ…… (一六年一〇月) 改正 (一六年一〇月)  
 (農七九五號) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)  
 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)

小幅本絹織物(後練物)…… (一六年一〇月) 改正 (一六年一〇月)  
 (商一〇三四號) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)  
 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)

小幅交織絹織物(後練物)…… (一六年一〇月) 改正 (一六年一〇月)  
 "一〇三五號 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)  
 (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月) (一六年一〇月)

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

小幅絹織物（先練物）……指定（一六年一月）改正（一七年二月）  
（商一〇三三號）（一七〇三號）（一七〇三號）（一七〇三號）

廣幅絹織物無地染地……（一六年八月）  
（一七〇五號）（一七〇五號）（一七〇五號）（一七〇五號）

中等學校生徒冬外套……（一六年一月）  
（一七〇〇號）（一七〇〇號）（一七〇〇號）（一七〇〇號）

朝鮮大麻混紡ス・フ……（一六年九月）  
（一七〇四號）（一七〇四號）（一七〇四號）（一七〇四號）

麻 蚊帳……（一六年七月）  
（一七〇二號）（一七〇二號）（一七〇二號）（一七〇二號）

麻 蚊帳……（一六年七月）  
（一七〇三號）（一七〇三號）（一七〇三號）（一七〇三號）

蚊帳等……（一六年一月）  
（一七〇七號）（一七〇七號）（一七〇七號）（一七〇七號）

柞蠶絲及柞蠶挽手……指定（一六年一月）  
（一七〇四號）（一七〇四號）（一七〇四號）（一七〇四號）

岩 綿……（一六年一月）  
（一七〇八號）（一七〇八號）（一七〇八號）（一七〇八號）

廣幅絹織物（先練物）……（一六年一月）改正（一七年五月）  
（一七〇九號）（一七〇九號）（一七〇九號）（一七〇九號）

國民服用副襟等……（一六年一月）  
（一七〇〇號）（一七〇〇號）（一七〇〇號）（一七〇〇號）

油絲及紡毛式落綿紡績絲……（一六年一月）  
（一七〇三號）（一七〇三號）（一七〇三號）（一七〇三號）

雜 織 維……（一七年一月）  
（一七〇九號）（一七〇九號）（一七〇九號）（一七〇九號）

麻混紡ス・フ敷布……（一七年一月）  
（一七〇五號）（一七〇五號）（一七〇五號）（一七〇五號）

更生絲織物製勞働作業衣……（一七年一月）  
（一七〇八號）（一七〇八號）（一七〇八號）（一七〇八號）

中古和洋裝品……（一七年一月）  
（一七〇〇號）（一七〇〇號）（一七〇〇號）（一七〇〇號）

和裝細貨……（一七年一月）  
（一七〇五號）（一七〇五號）（一七〇五號）（一七〇五號）

物價要覽

煙草苗床用雨除布……指定	(一七年一月)	商一七五號
產婆衣、理髮用刈布……	(一七年二月)	"二〇〇號
絹 撚 絲……	(一七年三月)	改正 (一七年九月)
輸出不能ス・フ織物……	(一七年三月)	"二二〇號 (一八九年九月)
特 免 綿 織 物……	(一七年三月)	"二四七號 (一七九年五月)
手 編 毛 絲……	(一七年三月)	"二八八號 (一七九年三月)
毛紡式ス・フ手編毛絲……	(一七年三月)	"二八九號 (一七九年九月)
格外人絹絲織物……	(一七年三月)	"二九一號 (一七九年六月)
綿製軍用保護馬鍛鍊服及鍛鍊外被……	(一七年三月)	"三〇九號 (一七九年五月)
麻(先麻、根麻、穀)混紡ス・フ絲及……	(一七年四月)	"四四〇號 (一七九年五月)
同使用中學生服地……	(一七年五月)	"四九五號 (一八九年四月)
特 免 綿 織 物……	(一七年三月)	"二八八號 (一七九年三月)
特 免 綿 織 物……	(一七年三月)	"三一〇號 (一七九年四月)
特 免 綿 織 物……	(一七年三月)	"四一〇號 (一七九年一月)
特 免 綿 織 物……	(一七年三月)	"一〇七四號 (一七九年一月)
特 免 綿 織 物……	(一七年三月)	"一二二二號 (一七九年一月)

更生絲織物製疊緣及同濫附加品……指定	(一七年五月)	"五一二號
幣帛供進使、神官、神職又ハ神道教師制服及裝束等	(一七年五月)	改正 (一八年一月)
法衣、袈裟及佛殿莊嚴品等	(一七年五月)	"五一五號 (一八年一月)
廣幅絹織物(後練染物)……	(一七年五月)	"五三一號 (一七九年五月)
麻屑 <small>(麻紐、麻網又ハ麻繩ノ製造過程ニ於テ生ズルモノ)</small>	(一七年五月)	"五三四號 (一七九年五月)
擬毛人絹文化編……	(一七年六月)	"六五〇號 (一八年一月)
特殊纖維織物……	(一七年六月)	"六五九號 (一八年一月)
毛紡式ス・フ絲等……	(一七年六月)	"六六四號 (一八年一月)
亞麻混紡ス・フ絲及同使用織物	(一七年六月)	"七三三號 (一七九年一月)
神官裝束地、法衣地、表具地等	(一七年七月)	"七六八號 (一七九年一月)

物價要覽

シ	ル	指定	(一七七年七月)	改正	(一七七年九月)
臺灣向學童服	...	商七七八號	(一七七年七月)	一〇三四號	(一七七年二月)
相撲用禪	...	八〇〇號	(一七七年七月)	一二四五號	(一七七年七月)
特殊綿布	...	八一九號	(一七七年七月)		
絹梳毛絲	...	八三二號	(一七七年七月)	一〇〇二號	(一七七年一月)
絹梳毛織物	...	八五五號	(一七七年八月)	二四號	(一八八年一月)
指定生產絹織物	...	八五六號	(一七七年八月)	四九號	(一八八年一月)
更生絲莫大小製品	...	八五七號	(一七七年八月)	八八五號	(一七七年八月)
絹織物	...	八八八號	(一七七年八月)	一二七二號	(一八八年一月)
				三八一號	(一八八年四月)
				一七七一〇號	(一七七年一月)
				一一〇〇號	(一七七年一月)
				一二八九號	(一八八年一月)
				四二號	(一八八年一月)
				一七七一〇號	(一七七年一月)
				一二六六號	(一七七年一月)
				四二號	(一八八年一月)
				一七七一〇號	(一七七年一月)
				一二六六號	(一七七年一月)
				四二號	(一八八年一月)
				一七七一〇號	(一七七年一月)
				一二六六號	(一七七年一月)
				四二號	(一八八年一月)

綿製刺子織消防衣	...	指定	(一七七年九月)		
劍道用袴	...	九五三號	(一七七年九月)		
檢查外絹既製服	...	一二六二號	(一七七年九月)		
絹綿等及其ノ加工品	...	九七八號	(一七七年九月)		
絹梳毛手編毛糸	...	一〇九七號	(一七七年十月)		
紐類及細幅織物	...	一三二號	(一七七年十月)		
マニラ麻	...	一五五號	(一七七年十月)	改正	(一八八年三月)
マニラ麻	...	一九六號	(一七七年十一月)		
マニラ麻	...	一九七號	(一七七年十一月)		
規格絹織物ノ紋付地	...	二四六號	(一七七年十二月)		
規格絹織物ノ廣幅物	...	二四七號	(一七七年十二月)		
捺染及其他ノ加工地	...	二四七號	(一七七年十二月)		
					(一八八年四月)
					(三七七號)

(一八八年四月)  
二九五號

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

規格絹織物ノ友禪及小紋地	指定(一七年一二月)商一二五八號	
規格絹織物ノ小巾無地染地	(一七年一二月)商一二八〇號	改正(一八年一二月)九九號
規格絹織物ノ裾模様地	(一七年一二月)一二九三號	
手編眞綿製品	(一七年一二月)一二九七號	
勞働作業衣	(一七年一二月)一二八三號	
麻及雜纖維混紡ス・フ糸	(一七年一二月)一三〇〇號	
紙織物	(一七年一二月)一三三三號	(一八年三月)二一六號
特殊絹撚糸	(一七年一二月)一三三四號	(一八年一二月)九三號
麻綱及麻糸等	(一七年一二月)一三三五號	
人絹縫糸及人絹刺繡糸	(一七年一二月)一三二六號	
重要物資管理營團ノ買上品タル絹織物	(一七年一二月)一三五〇號	

綿紡式繭短纖維糸及綿紡式繭短纖維混紡ス・フ糸	指定(一八年一二月)一一一號
絹莫大小製品	(一八年一二月)一一九號
毛紡式ニ依ル糸屑(毛糸屑除ク)	(一八年三月)二〇九號
毛紡式ニ依ル糸屑反毛(毛糸屑反毛ヲ除ク)	(一八年三月)二一〇號
規格絹織物ノ絞染製品	(一八年三月)一九四號
更生糸綱	(一八年三月)二五三號
綿紡式繭短纖維糸及綿紡式繭短纖維混紡ス・フ糸使用織物	(一八年五月)四〇二號

二、化學工業品

カイバイド...指定(一四年五月)改正(一五年四月)一三三號(一六年一〇月)八七八號

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

醫藥品(一)...	指定(一八年五月)	商厚九號
同	(一八年五月)	"一〇號
再生ゴム...	(一四年一二月)	改正(一五年七月)
	商三六八號	"三七七號
		"一七八一號
ゴム製	品...	(一五年六月)
	"二八六號	(一五年九月)
		"八六八號
コバル	及ダンマリ	ゴム...
	(一五年一二月)	"八二六號
		(一六年七月)
	"六三四號	
ノーパンク	タイヤ...	(一五年九月)
	"五五一號	
自動車、小型自動車	及荷車用	タイヤ...
	並ニ...	(一六年一二月)
	"一〇五六號	(一七年六月)
		"六五二號
列車用	ゴムホース...	(一五年一〇月)
	"六二八號	(一六年四月)
		"二八五號
ゴム	ベルト...	(一六年一二月)
	"一〇八號	(一七年五月)
		"五四四號
		(一八年六月)
國産	フリーゼル	油...
	(一六年四月)	"二七六號

アラビヤ	ゴム...	指定(一四年一二月)	改正(一五年三月)
		"三六四號	"一一一號
セルロイド	生地等...	(一五年八月)	(一六年四月)
	"三九六號	(一六年四月)	"八九三號
セルロイド	製品...	(一五年一二月)	(一六年四月)
	"八五四號	(一六年四月)	"一〇九一號
珪酸	ソーダ及珪酸	カリ...	(一六年九月)
	"八二七號	(一七年一二月)	"一三〇二號
炭酸	ソーダ...	(一五年一二月)	(一六年七月)
	"八〇三號	(一六年七月)	"六四六號
フレイク	苛性ソーダ...	(一五年一二月)	(一七年五月)
	"七五二號	(一七年五月)	"四八四號
硫化	ソーダ...	(一八年五月)	
	"四五二號		
醋酸	ソーダ...	(一六年三月)	
	"二一八號		
苛性	曹達...	(一六年六月)	(一七年三月)
	"四九六號	(一七年三月)	"四八六號
醋酸、無水醋酸、ア	セト醋酸	エステル及...	(一五年八月)
	"四四五號	(一五年八月)	"四四五號
醋酸	纖維素		(一六年三月)
	"二一九號	(一六年三月)	"二一九號

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

曹 達 灰	指定 (一六年六月)	改正 (一七年五月)
工業用輸入カリ鹽	" (一五年一月)	" (一六年四月)
バリウム鹽類及リト	" (一五年八月)	" (一六年四月)
ク ロ ム 鹽 類	" (一五年九月)	" (一六年二月)
工業用智利硝石	" (一五年一月)	" (一六年九月)
硼 砂	" (一六年三月)	" (一七年一月)
亞 酸 化 銅	" (一六年三月)	" (一七年四月)
硫 酸 銅	" (一六年三月)	" (一七年四月)
鹽 化 亞 鉛	" (一五年二月)	" (一七年五月)
ク ロ ム 明 礬	" (一六年三月)	" (一八年三月)
二 硫 化 炭 素	" (一五年五月)	" (一六年七月)

工業用エーテル	指定 (一五年八月)	改正 (一五年九月)
工業用ホルマリン	" (一五年二月)	" (一七年四月)
モノクロール醋酸	" (一六年三月)	" (一五年四月)
輸入カーボンブラツ	" (一四年二月)	" (一五年四月)
アセトン、正ブチル	" (一五年二月)	" (一五年四月)
ステル類	" (一五年二月)	" (一五年四月)
エチレングリコール	" (一五年二月)	" (一五年四月)
國産護膜用硫化促進	" (一五年一月)	" (一五年四月)
劑及老化防止劑	" (一五年一月)	" (一五年四月)
ギルソナイト	" (一五年二月)	" (一五年四月)
ペルトワツクス	" (一六年一月)	" (一五年四月)
支那産五倍子及タン	" (一五年三月)	" (一五年四月)
ニン酸	" (一五年二月)	" (一五年四月)
國 産 染 料	" (一五年一月)	" (一五年四月)



物價要覽

鐵船船底塗料……指定	(一五年八月)	改正	(一六年二月)
燐製 品……	(一五年一二月)		(一七七年四月)
カルナウバ蠟……	(一五年一二月)		(一七四年三月)
硬化油及其ノ製品……	(一五年九月)		
薄荷製 品……	(一七年一二月)		
米國產精製松脂……	(一五年一二月)		(一六年一二月)
松 根 油……	(一七年一二月)		(一六年一二月)
膠原料及膠……指定	(一六年三月)		
賣藥部 外 品……	(一八年三月)		
セメ ン ト……	(一七年七月)		(一八年一月)
故又ハ屑(輸入品)	(一七年七月)		(一八年三月)
ノゴム(ヲ除ク)……	(一七年一月)		(一七年三月)

粉 末 ゴ ム……指定	(一四年一二月)		
研 磨 材……	(一五年一二月)		
鉛 化 合 物……	(一五年八月)	改正	(一七年一月)
生酒石、酒石酸等……	(一五年一〇號)		(一六年三月)
苦汁及苦汁製品……	(一六年一二月)		(一七年一月)
塗 料……	(一六年四月)		(一六年一〇月)
セロロイド製履物表……	(一六年四月)		(一七年五月)
一般通信用、無線通	(一六年四月)		(一八年三月)
信用及燈火用乾電池	(一六年四月)		(一八年三月)
テ ッ ク ス……	(一六年四月)		(一六年一二月)
醫 藥 品(内地産)	(一八年四月)		
生 藥	(一八年四月)		
パ ル プ……	(一六年五月)		(一七年一〇月)

物價要覽

自動車用蓄電池……指定	(一六年五月)	改正	(一七年三月)
自轉車用發電ランプ……	(一六年五月)	"	(一七年三月)
無水鹽化アルミニウム……	(一八年三月)	"	(一八年三月)
アルセト、正ブチル	(一六年五月)	"	(一七年五月)
メチレンクロライド……	(一六年六月)	"	(一七年五月)
蟻酸、蟻酸曹達、蓆	(一六年六月)	"	(一七年七月)
酸及蓆酸曹達等	(一六年六月)	"	(一七年七月)
ハイドロキノロン及モ	(一六年七月)	"	(一七年七月)
ノメチールパラアミ	(一六年七月)	"	(一七年七月)
エイト等	(一六年七月)	"	(一七年七月)
トリクレシールフォ	(一六年七月)	"	(一七年七月)
スフエイト等	(一六年七月)	"	(一七年七月)
カリ製品類……	(一七年一月)	"	(一八年三月)
炭酸ソーダ(洗ソーダ)……	(一六年七月)	"	(一八年三月)

四鹽化炭素……指定	(一六年七月)	"	(一六年七月)
ハイドロサルファイト	(一六年七月)	改正	(一六年九月)
ト及ロンガリツト	(一六年七月)	"	(一六年九月)
ヘツト並ニ紡織用蠟	(一六年七月)	"	(一六年九月)
及進水用軟石鹼	(一六年七月)	"	(一六年九月)
据置用蓄電池……	(一六年七月)	"	(一七年三月)
活性炭……	(一六年八月)	"	(一七年三月)
工業用ヘキサメチレ	(一六年八月)	"	(一七年三月)
ンテトラミン	(一六年八月)	"	(一七年三月)
椰子油脂肪酸……	(一七年六月)	"	(一八年三月)
青化ソーダ……	(一六年九月)	"	(一八年三月)
フエロアロイ……	(一六年九月)	"	(一八年三月)
酸化チタニウム……	(一六年九月)	"	(一八年三月)
國産カーボンブラツク	(一六年九月)	"	(一八年三月)

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

硫	酸……指定	(一六年一〇月)	改正	(一八年三月)	(一八年四月)
白	聖……	(一六年一〇月)			
トリクロールエチレ	ン	(一六年一〇月)			
自轉車タイヤ及チユ	1	(一六年一〇月)			
フエロシリコン	……	(一六年一〇月)			
スチツクラツク、シ	1	(一七年一月)			
ペンゾール類、コ	1	(一七年一月)			
ルタール及其ノ製	品	(一七年一月)			
火	藥類……	(一七年一月)			
ザン	セー	(一七年一月)			
故又ハ屑ノ硝化	纖維素	(一七年一月)			

硫	酸	鐵……指定	(一七年一〇月)		
アンモニア系製	品	……	(一七年一月)		
炭酸マグネシア類	……	……	(一七年一月)		
人造氷晶石及弗化	アルミニウム	……	(一七年一月)		
薄	荷製	品	(一七年一月)		
内燃機開用液化石	油	……	(一七年一月)		
亞硫酸ソーダ	……	……	(一七年三月)		
カゼイン	……	……	(一七年三月)		
國産ピツチコクス	……	……	(一七年三月)		
高砂浮	鑛油	……	(一七年四月)		
アスファルト乳劑	……	……	(一七年四月)		

物價要覽

鹽	酸……指定	(一七年四月商四三一號)
高度晒粉	粉……	(一七年四月商四三二號)
液體鹽素	素……	(一七年四月商四三三號)
晒粉	粉……	(一七年四月商四三四號)
粗製グリセリン	……	(一七年四月商四五九號)
タール中間物	……	(一七年五月商五一八號)
硫酸アルミニウム(硫酸礬土)及カリ明礬	……	(一七年五月商六二七號)
日香選鑛油及シオノ浮鑛油	……	(一七年六月商六六三號)
工業用鹽化カリ及硫酸カリ	……	(一七年六月商六六七號)
工業用壓縮酸素	……	(一七年六月商六七三號)
炭素質電極	……	(一七年七月商七四九號)
		(一八年三月商二一五號)
		(一七年九月商九四七號)
		(一七年二月商一二九二號)

電氣専用蓄電池集魚燈用蓄電池等	……指定	(一七年七月商七五〇號)
亞鉛華	……	(一七年七月商七五二號)
工業用朱	……	(一七年七月商七五八號)
溶解アセチレン	……	(一七年七月商七五九號)
パーム油脂脂肪酸	……	(一七年七月商八一號)
ヨド	……	(一七年八月商厚一六號)
工業用鹽化アンモン	……	(一七年八月商九三五號)
ロート油、纖維滲透劑等	……	(一七年九月商九五五號)
カゼイン可塑物生地	……	(一七年一〇月商一〇七〇號)
食用硬化椰子油	……	(一七年一〇月商一〇七二號)
内燃機關用壓縮ガス	……	(一七年一月商一一九二號)

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

物價要覽

アンモニア明礬……指定	(一七一年一月)
鹽素酸ソーダ……	(商一九三號)
金屬ソーダ類……	(一七一年一月)
硫黃製品……	(一七一年一月)
フエノールレジン製品……	(一七一年一月)
自轉車附屬ゴム製品……	(一七一年一月)
切削油……	(一七一年一月)
シナナムエキス……	(一七一年一月)
沒食子酸及ピロガロ ール	(一八一年一月)
岩綿製品……	(一八一年一月)
乳酸及乳酸エチル……	(一八一年一月)

硝化纖維素……指定	(一八一年一月)
時計油……	(一八一年一月)
燒明礬……	(一八一年一月)
油脂性研磨材……	(一八一年一月)
再生ゴムベルト……	(一八一年一月)
輕質炭酸カルシウム……	(一八一年一月)
醫藥品……	(一八一年一月)
油脂蠟系機械油劑……	(一八一年一月)
過酸化水素……	(一八一年一月)
芒硝類(硫酸ソーダ)……	(一八一年一月)
石綿製品……	(一八一年一月)

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄

三、機械金屬品

旋盤	指定	(一五年一月)	改正	(一六年八月)
伸銅品	商一九號	(一六年一月)	(一七七年六月)	(一七七年一月)
伸銅品	品	(一〇一九號)	(一七七年六月)	(一三三二號)
伸銅品	(仲板、雜棒)	(一〇六九號)	(一七七年一月)	(一三三二號)
及雜線	線	(一五年六月)	(一五年九月)	(一五年一月)
電線	線	(二五七號)	(一五年五月)	(一五年一月)
特殊鋼(輸入品ヲ除ク)		(一七年六月)	(一七年八月)	(一七九年一月)
特殊鋼(輸入品ヲ除ク)		(七〇六號)	(一七九年八月)	(一七九年一月)
特殊工具鋼製材用		(一五年一月)	(一六年一月)	(一〇四號)
帶鋸地		(五九五號)		
磨特殊鋼帶		(一五年一月)		
		(七三七號)		

鋼板ヲ原材料トスル摺割金鋸等	指定	(一五年一月)		
磨燒入鋼帶及時計用		(一六年三月)	改正	(一六年一月)
立蓄音機用ゼンマイ		(一八一號)	(一一二九號)	(一七九年一月)
磨鋼帶及裁斷加工賃		(一六年三月)		(四七三號)
輸入特殊鋼板ヲ原材料トスル金切鋸		(一五年三月)		
國產特殊鋼板ヲ原材料トスル金切鋸		(一五年七月)		(一六年一月)
內燃機		(一六年一月)		(一六年九月)
蒸汽機關車		(一六年三月)		(一六年九月)
鑿岩機(輸入品ヲ除ク)		(一六年一月)		(一〇七〇號)
鐵塔		(一六年三月)		(一七一年一月)
銅地金等		(一五年六月)		(一六年一月)
		(二七八號)		(一六年八月)
				(一七一年四月)
				(四〇五號)

物價要覽

螺錐(輸入品ヲ除ク)……指定(一五年四月)改正(一六年六月)(一七年三月)  
 商一八六號(一五年九月)改正(一五年九月)改正(一六年七月)  
 銑 鐵 鑄 物……(一五年八月)改正(一六年七月)  
 級外鐵鋼線及古鐵鋼線……(一五年一月)改正(一六年七月)  
 製材用帶鋸地……(一六年二月)改正(一七年四月)(一七年五月)  
 フライ ス 等……(一五年八月)改正(一七年五月)  
 普通膝型フライス盤……(一六年二月)改正(一七年六月)  
 自轉車並ニ同部分品……(一八年一月)改正(一七年五月)  
 並ニ附屬品……(一三九號)改正(一七年五月)  
 自轉車並ニ同部分品及附屬品(配給統制規則改正ニ依ル價格指定)……(一六年一月)改正(一七年五月)  
 自動車用重板發條……(一六年二月)改正(一七年五月)

鉛管、鉛線及鉛板……指定(一五年一〇月)改正(一六年三月)(一七年三月)(一七年七月)  
 商一六五四號(一五年八月)改正(一六年三月)改正(一七年三月)(一七年七月)  
 亞 鉛 板……(一七年一月)改正(一七年八月)  
 亞鉛滓、再生亞鉛等……(一五年八月)改正(一七年八月)  
 亞 鉛 末……(一五年九月)改正(一七年七月)  
 封 印 鉛……(一五年二月)改正(一七年六月)  
 故銅、故鉛、故亞鉛及故錫……(一五年四月)改正(一六年一月)(一七年七月)  
 半 田 錫……(一五年八月)改正(一七年七月)  
 錫 箔……(一五年二月)改正(一六年六月)(一七年三月)(一七年七月)  
 錫及鉛製押出チューブ……(一五年二月)改正(一六年六月)(一七年三月)(一七年七月)  
 商一八九〇號(一五年二月)改正(一六年六月)(一七年三月)(一七年七月)

物價要覽

ニ ツ ケ ル	指定	(一六年三月)	改正	(一七年一月)
水	銀	(一五年一〇月)	"	(一七年一月)
白色減摩合金		(一五年一〇月)	"	(一六年五月)
ブリキ屑(輸入品ヲ除ク)		(一五年七月)	"	(一七年一月)
電話機及附屬品		(一六年一月)	"	(一七年三月)
標準型三相交流誘導電動機及附屬品(輸入品ヲ除ク)		(一五年二月)	"	(一七年三月)
電氣架線金物		(一六年三月)	"	(一七年三月)
電氣計測器		(一六年三月)	"	(一七年五月)
通信用電池用品		(一七年一月)	"	(一七年五月)
列車點燈用蓄電池及同部分品		(一五年九月)	"	(一六年六月)
携行電燈用乾電池		(一五年六月)	"	(一六年七月)

ヒ ユ ー ズ	指定	(一六年一月)	改正	(一七年七月)
電氣配線器具		(一六年一月)	"	(一七年七月)
ミシン(輸入品ヲ除ク)		(一八年三月)	"	(一六年四月)
ミシン	針	(一六年三月)	"	(一六年四月)
寫真機(中古品ヲ含ム)		(一五年八月)	"	(一七年四月)
國產寫真機及同附屬品		(一六年一月)	"	(一八年三月)
雙眼鏡、隻眼鏡及附屬品		(一五年二月)	"	(一八年三月)
腕時計及懷中時計(輸入品ヲ除ク)		(一五年一月)	"	(一六年四月)
洋裝附屬品用具		(一六年三月)	"	(一六年一月)

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄



物價要覽

安全剃刀……指定	(一五年一〇月商六〇三號)	改正	(一八年三月一四七號)
洋傘骨及洋傘附屬品……	(一六年三月一九五號)		
和文タイプライター……	(一五年一〇月六七三號)		
齒科醫療機械……	(一六年三月二〇二號)		
アルミニウム及アルマイト製家庭器物……	(一六年三月二二九號)		
活字……	(一五年一〇月六六八號)		
活版母型……	(一五年一月六九五號)		
防火ラース……	(一六年一月二六〇號)		
齒科醫療機械……	(一六年七月五八二號)		
アルミニウム及アルマイト製家庭器物……	(一六年一月一〇七一號)		
活字……	(一七年一月一六七號)		
活版母型……	(一六年一月一〇七一號)		
防火ラース……	(一七年七月七八一號)		

リーマー(輸入品ヲ除ク)……指定	(一五年六月二九六號)		
鐵木捻子……	(一五年一月六九〇號)	改正	(一七年一月一三六三號)
金屬野線……	(一八年三月二〇〇號)		
ドラム罐……	(一六年一月二五號)		
六角ボルト……	(一六年一月四五號)		
鉄及小ねぢ……	(一六年一月四六號)		
水壓鐵管……	(一六年三月二五六號)		
故又ハ屑ノ鐵……	(一六年五月三八五號)		
活版地金及アンチモン合金地金……	(一五年一月六五五號)		
軸受(輸入品ヲ除ク)……	(一七年一月一三八號)		
自動車用タイヤバルブ……	(一六年一月二號)		
リーマー(輸入品ヲ除ク)……指定	(一五年六月二九六號)		
鐵木捻子……	(一五年一月六九〇號)	改正	(一七年一月一三六三號)
金屬野線……	(一八年三月二〇〇號)		
ドラム罐……	(一六年一月二五號)		
六角ボルト……	(一六年一月四五號)		
鉄及小ねぢ……	(一六年一月四六號)		
水壓鐵管……	(一六年三月二五六號)		
故又ハ屑ノ鐵……	(一六年五月三八五號)		
活版地金及アンチモン合金地金……	(一五年一月六五五號)		
軸受(輸入品ヲ除ク)……	(一七年一月一三八號)		
自動車用タイヤバルブ……	(一六年一月二號)		

第五篇 最高販賣價格指定中央告示目錄



物價要覽

滿 俺 鑛 石	指定	(一六年五月)	改正	(一七年一月)
圓筒型蒸 汽 罐	商四四三號	(一六年五月)		(一七三三六號)
鋼製黑皮座 金	"	(一六年五月)		
鐵 パ イ プ	"	(一六年五月)		
雲線管及其ノ附屬品	"	(一六年五月)		(一六年七月)
シヤベル及スコップ	"	(一六年五月)		(一七年五月)
銑鐵鑄物製家庭用品	"	(一六年五月)		(一七年五月)
一般工場用標準型天	"	(一六年五月)		(一七年五月)
井走行雲氣起重機	"	(一六年五月)		(一七年五月)
貨物自動車車體	"	(一六年五月)		(一七年五月)
蓄 音 機 用 針	"	(一六年五月)		(一七年五月)
白金製坩堝及白金製	"	(一六年五月)		(一七年五月)
蒸發皿	"	(一六年五月)		(一七年五月)

粉碎用ボ ー ル	指定	(一八年三月)		
普通壓延鋼材及其ノ	"	(一八年三月)		
半製品	"	(一八年三月)		
瓦斯アイロ ン	"	(一六年七月)		(一七年一月)
鑄 鐵 管	"	(一六年七月)		(一七年三月)
可 鍛 鑄 鐵	"	(一六年七月)		(一七年三月)
鑄型、鑄型定盤及注	"	(一六年七月)		(一七年三月)
入管	"	(一六年七月)		(一七年三月)
濕式亞鉛鍍金鋼製ボ	"	(一六年七月)		(一七年三月)
ルトナツト	"	(一六年七月)		(一七年三月)
リヤカーフ レーム	"	(一六年七月)		(一七年三月)
工作機械用電動油ボ	"	(一六年七月)		(一七年三月)
ンブ	"	(一六年七月)		(一七年三月)

物價要覽

雲氣通信機用プラグ	指定(一六年八月)	商七四九號
標準型單相交流誘導電動機及同附屬品	(一六年九月)	"七九〇號
(輸入品ヲ除ク)		
鋼索	(一六年九月)	改正(一六年一〇月)
	"八〇二號	"九二〇號
井戸ポンプ及中繼シリンダー	(一六年九月)	(一七年一二月)
	"八〇五號	"一二七四號
鐵線、亞鉛引鐵線及釘	(一六年九月)	
	"八一〇號	
訓練用滑空機	(一六年九月)	(一八年五月)
	"八一六號	"四五九號
鑛山アセチレン燈第一號型	(一六年九月)	(一七年八月)
	"八三五號	"八三九號
柱上變壓器及混觸豫防板	(一六年九月)	
	"八三七號	
ラヂアルボール盤	(一六年九月)	
	"八三六號	
蛇籠類	(一六年九月)	
	"八五六號	
鍛鋼品	(一六年九月)	
	"八七一號	

白金線、白金板、白金リボン等	指定(一六年一〇月)	"九〇七號
ボンプ	(一六年一〇月)	改正(一七年五月)
	"九一七號	"五六四號
電氣時計	(一六年一〇月)	"六三二號
	"九三一號	
鑛山用機械	(一六年一〇月)	
	"九五五號	
鎖及同附屬品	(一六年一〇月)	
	"九五九號	
黒鉛坩堝	(一六年一〇月)	
	"一〇三八號	
獵用紙藥莢	(一六年一〇月)	(一六年一〇月)
	"一〇五七號	"一〇九八號
		"三九號
		月(一七年一〇月)
		"一〇九一號
酸素熔接器等	(一六年一〇月)	
	"一〇六四號	(一七年九月)
可搬用蓄電池高壓用蓄電池、ラヂオ用蓄電池、鐵道信號用蓄電池及鐵道合圖灯用蓄電池	(一六年一〇月)	(一七年三月)
	"一〇六八號	"一六三號
		"九四八號
		(一七年三月)
		"二五八號
		(一七年一二月)
		"一三三八號